

**泉 佐 野 市**  
**バリアフリー基本構想**  
**(南海羽倉崎駅周辺地区)**



# 目 次

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| <b>序章. 基本構想の策定にあたって</b>      | <b>1</b>  |
| (1) 背景・目的                    | 1         |
| (2) 基本構想の位置づけ                | 1         |
| (3) 基本構想の目標年次                | 2         |
| <b>第1章. 泉佐野市の概況</b>          | <b>3</b>  |
| (1) 泉佐野市の位置と概要               | 3         |
| (2) 人口・世帯数の推移                | 4         |
| (3) 年齢階層別人口割合の推移             | 5         |
| (4) 障害者数の推移                  | 6         |
| (5) 鉄道駅の状況                   | 7         |
| (6) 上位計画、関連計画                | 9         |
| <b>第2章. 移動等円滑化の基本目標・基本方針</b> | <b>13</b> |
| (1) 基本目標                     | 13        |
| (2) 基本方針                     | 13        |
| <b>第3章. 重点整備地区の設定</b>        | <b>14</b> |
| 1. 重点整備地区候補エリアの抽出            | 14        |
| (1) 重点整備地区の設定の考え方            | 14        |
| (2) 重点整備地区の設定の手順             | 15        |
| (3) 重点整備地区候補エリアの抽出           | 16        |
| 2. 南海羽倉崎駅周辺地区の現況             | 19        |
| (1) 南海羽倉崎駅周辺に立地する主な施設        | 19        |
| (2) 南海羽倉崎駅の現況                | 20        |
| (3) 南海羽倉崎駅周辺の主な道路の現況         | 22        |
| 3. アンケート調査結果                 | 28        |
| (1) 調査の実施概要                  | 28        |
| (2) 調査結果のまとめ                 | 30        |
| 4. タウンウォッチング調査結果             | 37        |
| (1) 調査の実施概要                  | 37        |
| (2) 調査結果                     | 39        |
| (3) 調査結果のとりまとめ               | 47        |
| 5. 重点整備地区の設定                 | 48        |
| (1) 生活関連施設の設定                | 48        |

|                    |    |
|--------------------|----|
| (2) 生活関連経路の設定..... | 48 |
| (3) 重点整備地区の設定..... | 49 |

#### **第4章. 南海羽倉崎駅周辺地区バリアフリー基本構想 \_\_\_\_\_ 51**

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1. 整備の基本方針 .....          | 51 |
| 2. 特定事業等による整備.....        | 52 |
| (1) 公共交通特定事業.....         | 52 |
| (2) 道路特定事業及び交通安全特定事業..... | 55 |
| (3) 建築物特定事業.....          | 58 |
| (4) 都市公園特定事業.....         | 59 |
| 3. 心のバリアフリーに関する取り組み.....  | 60 |

#### **第5章. 今後の取り組み \_\_\_\_\_ 62**

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 計画の進行と管理.....    | 62 |
| (2) 基本構想の実現に向けて..... | 63 |

#### **資料 \_\_\_\_\_ 64**

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1. 本基本構想の策定の経過.....              | 64 |
| (1) 泉佐野市バリアフリー基本構想策定協議会の概要.....  | 64 |
| (2) 泉佐野市バリアフリー基本構想策定連絡会議の概要..... | 67 |
| (3) 泉佐野市バリアフリー基本構想策定の経過.....     | 69 |
| 2. 用語解説 .....                    | 70 |

# 序章. 基本構想の策定にあたって

## (1) 背景・目的

我が国では、諸外国に例をみないほど急速に高齢化が進んでいます。また、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障害者などを含む全ての人々が、社会の様々な場面に参画できるまちづくりが求められ、ユニバーサルデザインにも配慮した施設整備が重要となっています。

このような状況のなか、国では、平成6年に『高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律』（ハートビル法）、平成12年に『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律』（交通バリアフリー法）が制定されました。その後、平成18年に、交通バリアフリー法とハートビル法を統合した『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』（バリアフリー新法）が制定されました。

泉佐野市（以降、本市という）では、基本目標を「あらゆるバリアのないハートフルタウン泉佐野を目指して」とし、JR日根野駅周辺地区を重点整備地区に定めた『泉佐野市バリアフリー基本構想』を、平成20年3月に策定し、JR日根野駅周辺のバリアフリー化に取り組んでいます。

本基本構想は、先に策定した基本構想の考え方を踏まえながら、高齢者や障害者をはじめとする、全ての人々が暮らしやすいまちづくりを実現するため、新たな重点整備地区を選定して公共交通機関・道路・建築物等の一体的な整備を進めるために定めるものです。

### 【用語解説】

#### ■ ノーマライゼーション

高齢者や障害者などが、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方

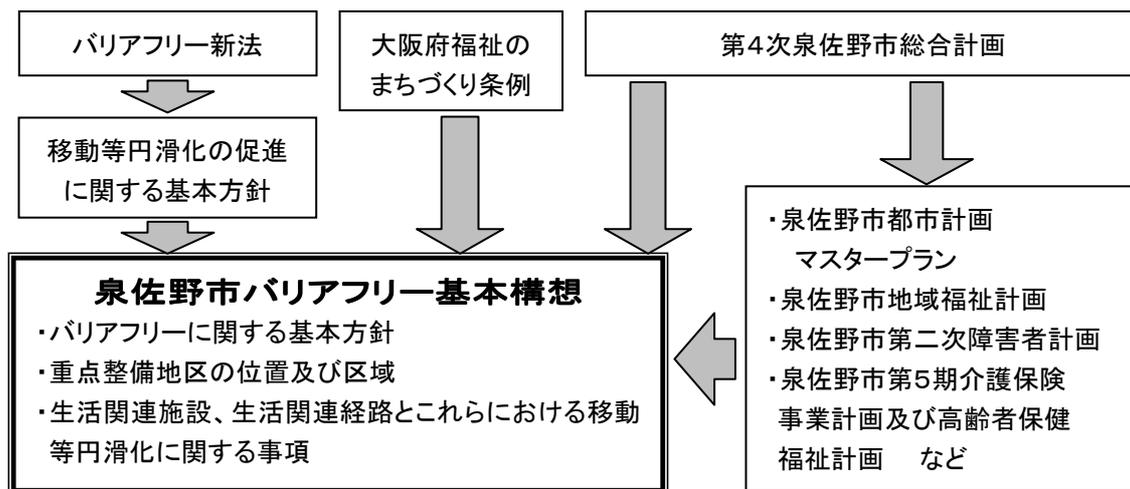
#### ■ ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ、製品や建物、サービスなどを設計・デザインしておくという考え方

## (2) 基本構想の位置づけ

本基本構想は、バリアフリー新法に基づくとともに、『第4次泉佐野市総合計画』及び『泉佐野市都市計画マスタープラン』などの上位計画、関連計画と整合を図っています。また、特定事業者や市民等とも連携して重点整備地区におけるバリアフリー化を推進するための基本方針としての役割も担っています。

図 基本構想の位置づけ



| バリアフリー化への取り組み                    |                              |                                 |                                 |                               |                             |                             |
|----------------------------------|------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 公共交通<br>特定事業                     | 道路<br>特定事業                   | 交通安全<br>特定事業                    | 路外駐車場<br>特定事業                   | 都市公園<br>特定事業                  | 建築物<br>特定事業                 | ソフト施策<br>の展開                |
| 公共交通特定事業者が、基本構想に沿って事業を計画し、事業を実施。 | 道路管理者が、基本構想に沿って事業を計画し、事業を実施。 | 大阪府公安委員会が、基本構想に沿って事業を計画し、事業を実施。 | 路外駐車場管理者が、基本構想に沿って事業を計画し、事業を実施。 | 公園管理者等が、基本構想に沿って事業を計画し、事業を実施。 | 建築主等が、基本構想に沿って事業を計画し、事業を実施。 | 「こころのバリアフリー」の推進、その他の推進施策を実施 |

## (3) 基本構想の目標年次

本基本構想の目標年次は基本的に国の基本方針に基づき、平成32年度とします。また、必要に応じて見直しを図ることとします。

# 第1章 泉佐野市の概況

## (1) 泉佐野市の位置と概要

本市は、大阪府の南部、大阪市と和歌山市のほぼ中央に位置しています。

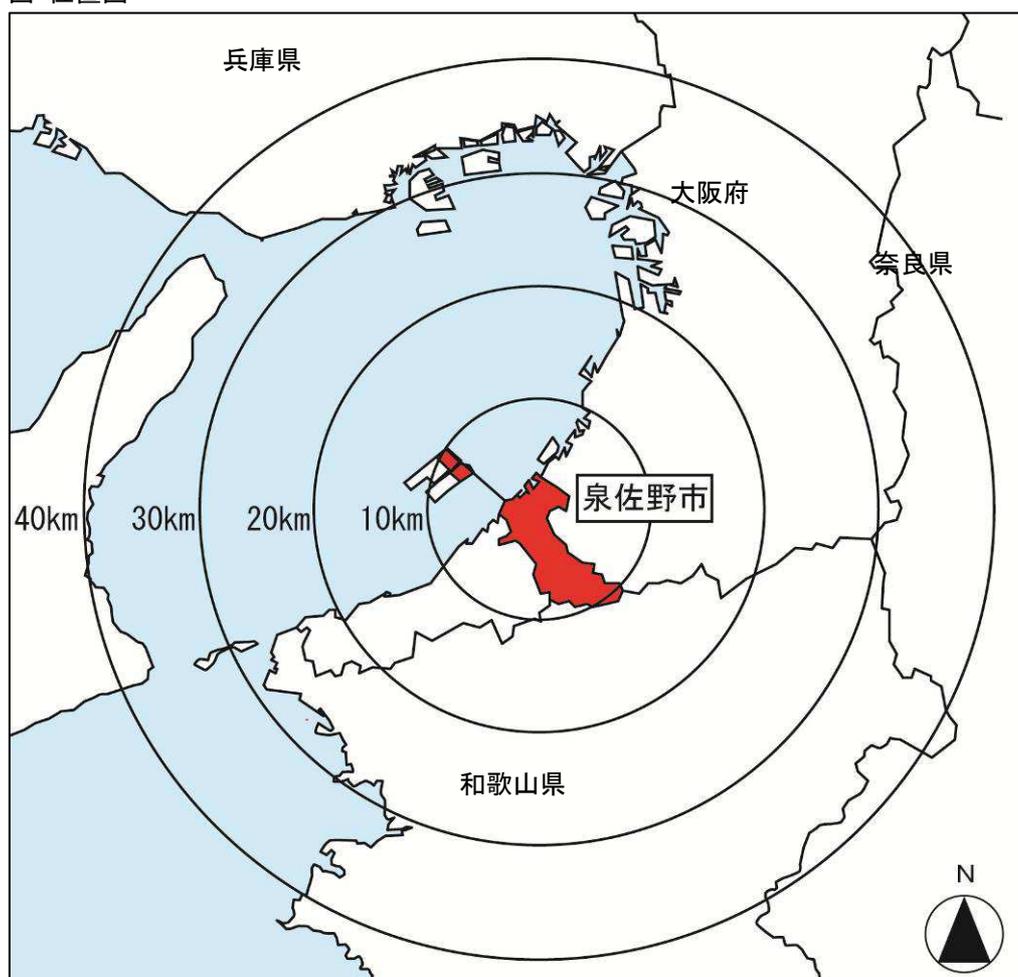
北西は大阪湾に面し、北東は貝塚市、熊取町、南西は田尻町、泉南市、南東は和泉山脈の分水界を境として和歌山県に接しています。

大阪都心からは約30~40km離れた位置にあり、南海本線、JR 阪和線により約30分でアクセスすることができます。

本市は、平成6年の関西国際空港の開港に伴い、りんくうタウンの整備や空港関連の地域整備による広域交通体系の充実など、市街地の様相も大きく変化しました。

平成21年に策定された、『第4次泉佐野市総合計画』では、「賑わいと歴史ある迎都 泉佐野 — ひとを育み ひとにやさしく —」を将来像に掲げ、生活者や来訪者などの「ひと」に視点をおいたまちづくりに取り組んでいます。

図 位置図



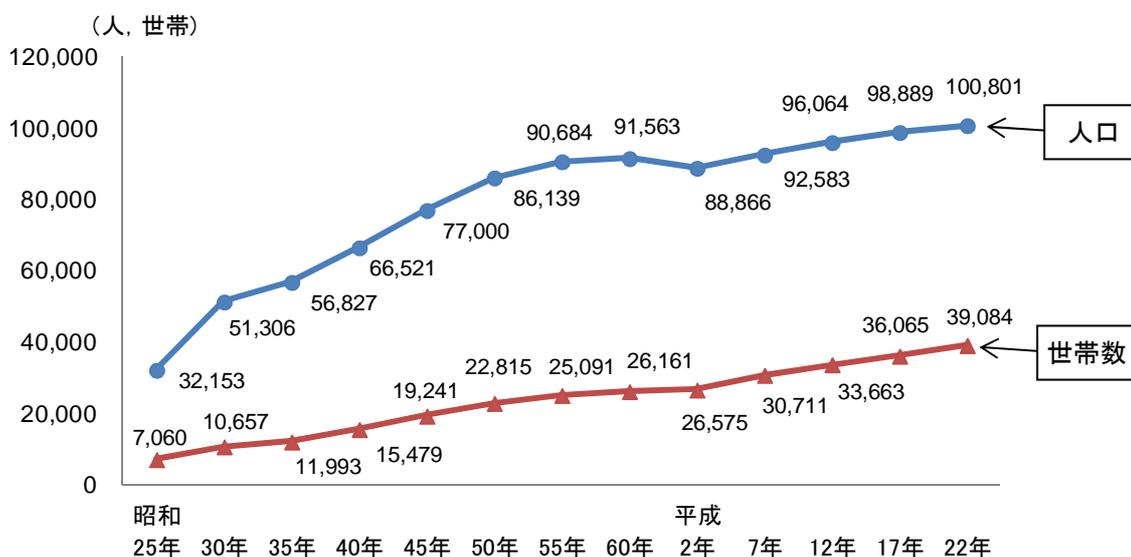
## (2) 人口・世帯数の推移

平成22年の国勢調査の人口は100,801人、世帯数は39,084世帯です。

人口は、昭和25年以降、増加傾向で推移し、昭和60年に91,563人に達した後、平成2年には一度減少に転じましたが、関西国際空港の建設・開港（平成6年9月）の影響もあり、平成7年以降は増加し続けています。

世帯数は、昭和25年以降、増加し続けています。

図 人口・世帯数の推移



資料：国勢調査（調査時点：各年10月1日）

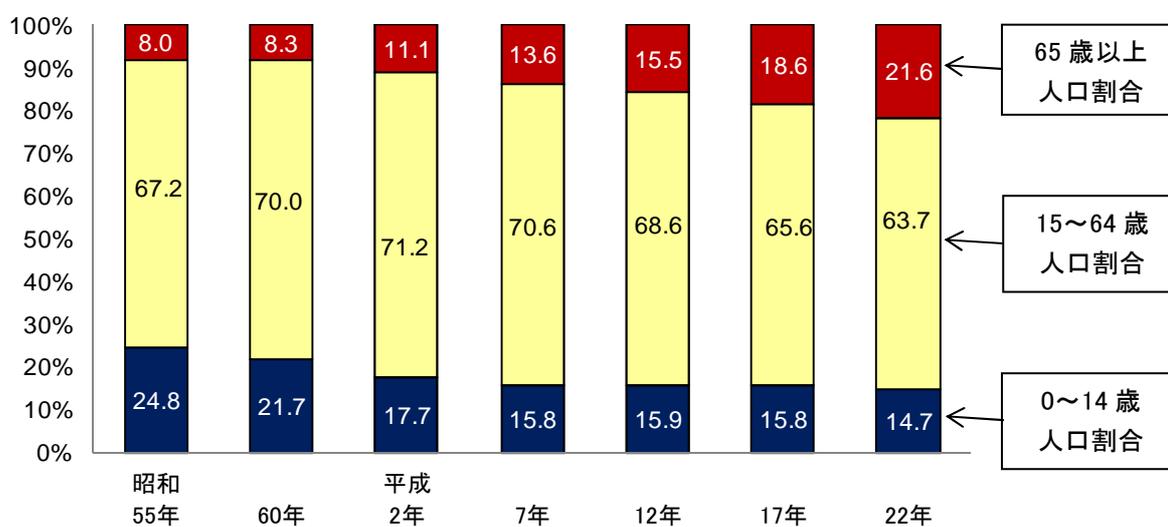
### (3) 年齢階層別人口割合の推移

平成22年の国勢調査では、65歳以上の人口割合が21.6%、15～64歳が63.7%、0～14歳が14.7%となっています。

昭和55年以降、0～14歳の人口割合は低下、65歳以上の人口割合は上昇し続けています。

全国的にも、高齢化の進行が予測されていることから、本市においても、今後、高齢化が進むと推測されます。

図 年齢3区分別割合の推移



資料：国勢調査（調査時点：各年10月1日）

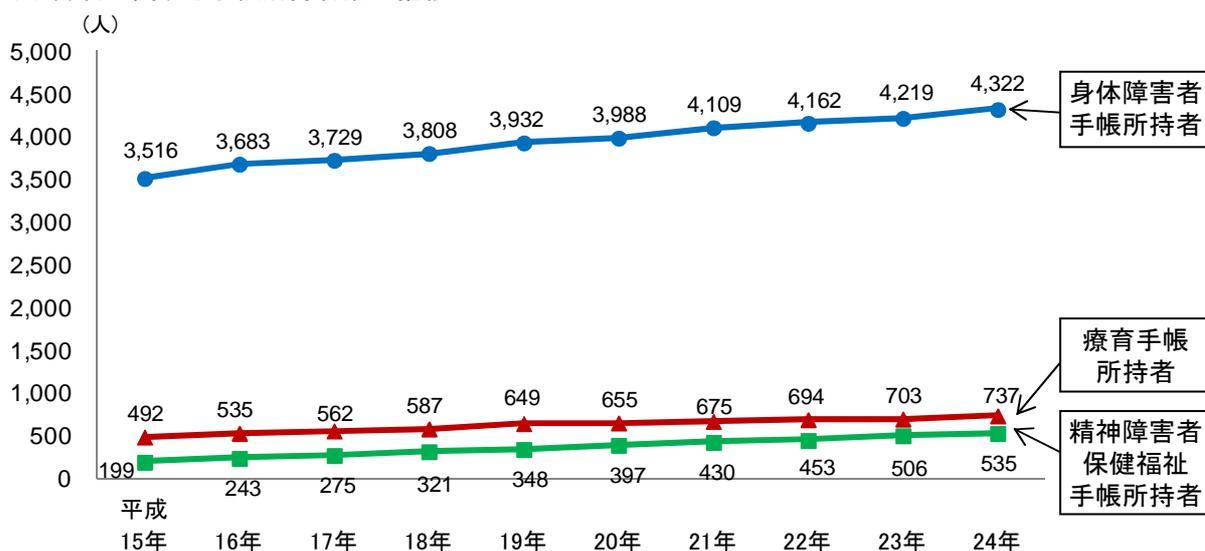
## (4) 障害者数の推移

平成 24 年 3 月末の障害者手帳所持者数は、身体障害者 4,322 人、知的障害者 737 人、精神障害者 535 人となっています。

身体障害者数の内訳をみると、肢体不自由者が 59.5%と最も多く、内部障害が 25.2%、聴覚・平衡障害が 8.5%、視覚障害が 5.3%、言語障害が 1.4%となっています。

また、この 10 年間の推移をみると、いずれの手帳所持者数も増加傾向で推移しています。

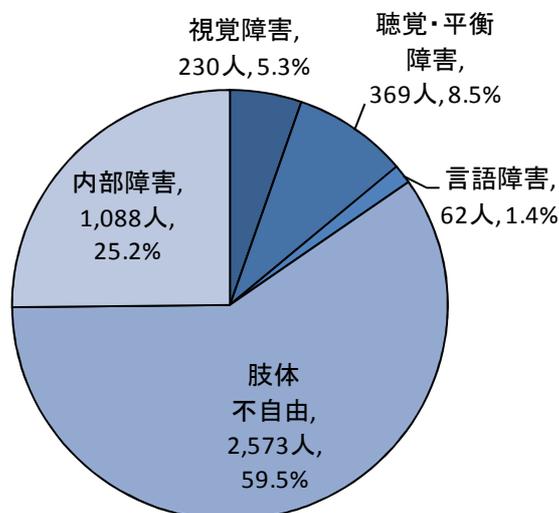
図 障害に関する手帳所持者数の推移



注:本報告書では、身体障害者数は身体障害者手帳所持者数、知的障害者は療育手帳所持者数、精神障害者数は精神障害者保健福祉手帳所持者数を整理している。

資料:泉佐野市資料(調査時点:各年3月末日)

図 身体障害者の内訳(平成 24 年 3 月末日現在)



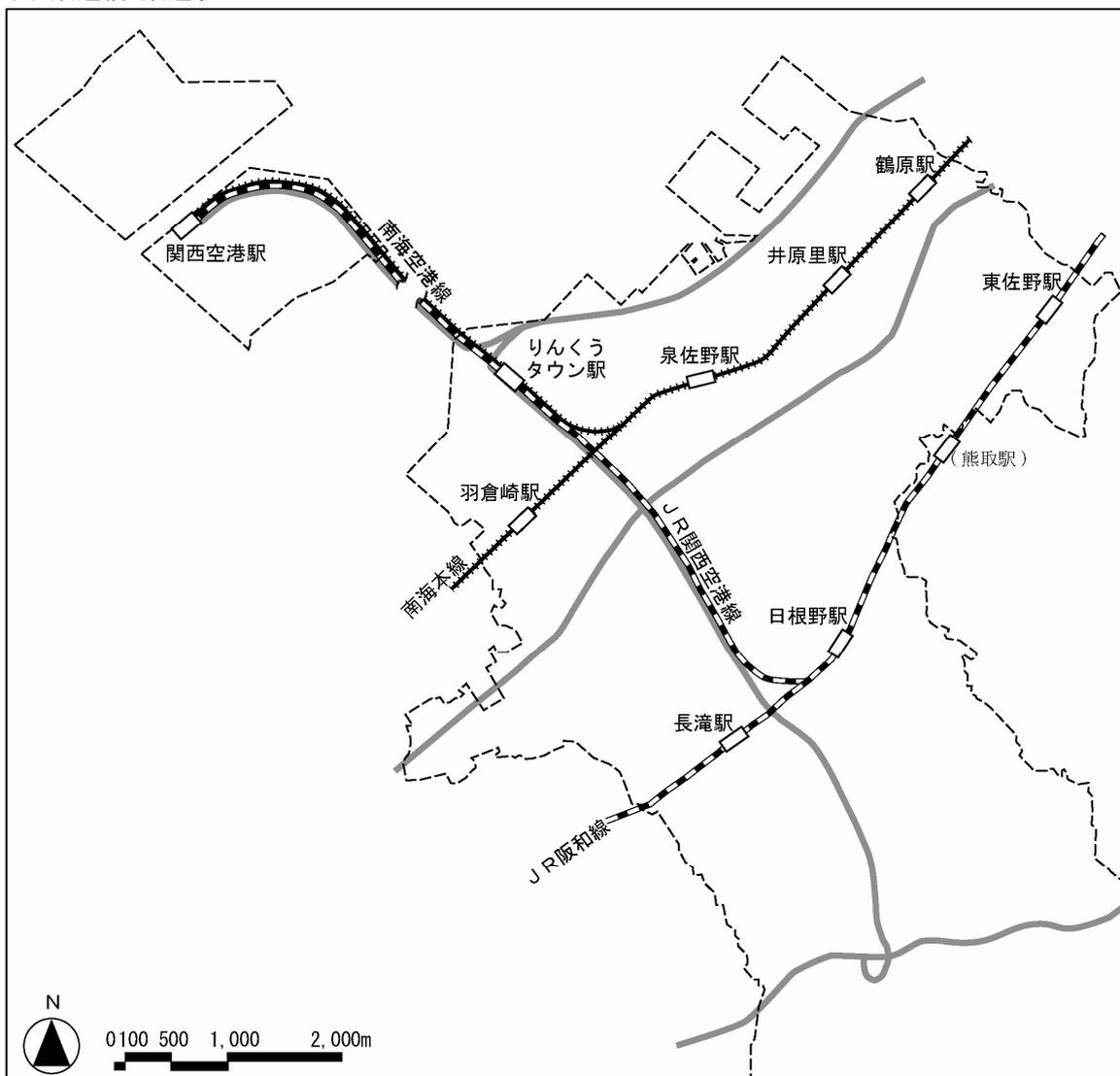
資料:泉佐野市資料(調査時点:各年3月末日)

## (5) 鉄道駅の状況

### ① 鉄道網

本市にある鉄道駅は、JR阪和線の3駅（長滝駅、日根野駅、東佐野駅）、南海本線の4駅（羽倉崎駅、泉佐野駅、井原里駅、鶴原駅）と、関西国際空港の開港に伴い整備された、南海空港線・JR関西空港線の2駅（関西空港駅、りんくうタウン駅）となっています。

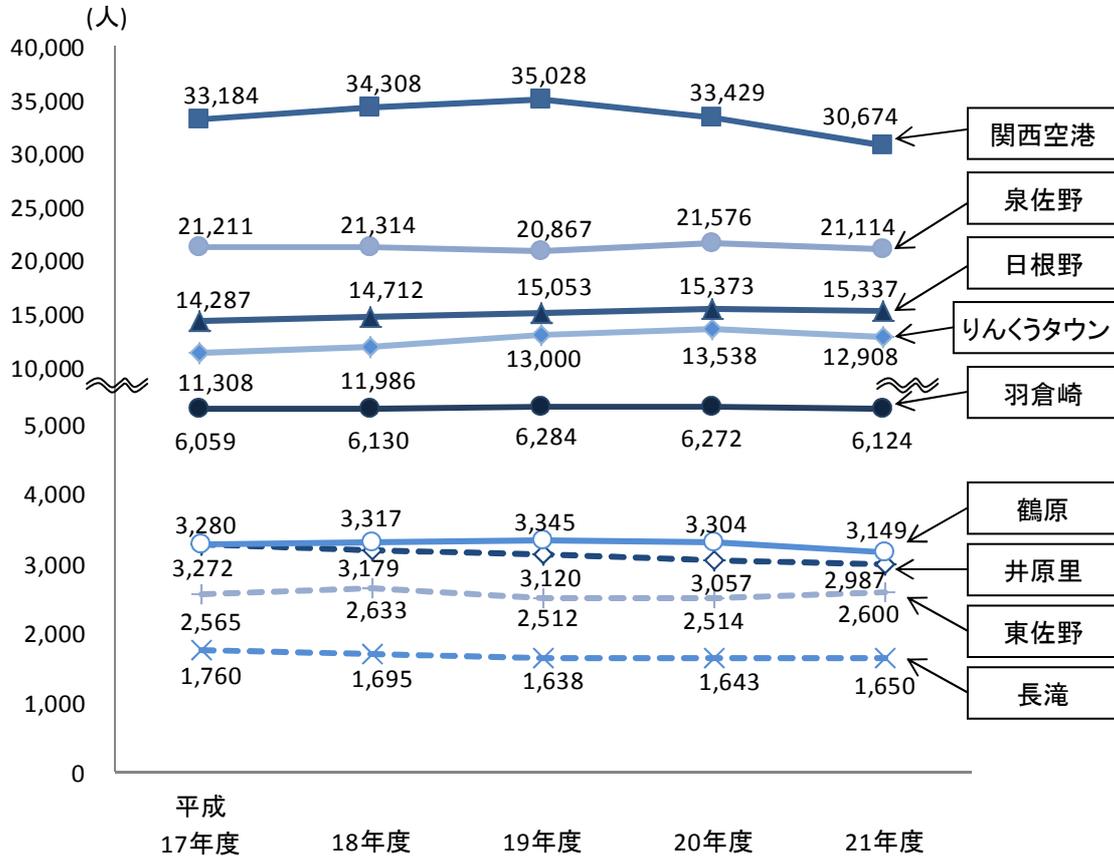
図 鉄道網・鉄道駅



## ②平均1日当たりの乗降客数の推移

平成21年度において、平均1日当たりの乗降客数が3,000人以上の駅は、関西空港駅、泉佐野駅、日根野駅、りんくうタウン駅、羽倉崎駅、鶴原駅となっています。

図 平均1日当たりの乗降客数の推移



資料: 南海電鉄は南海電気鉄道株式会社、JR阪和線はJR西日本株式会社

算出方法: 南海電鉄は(年間乗車人員+年間降車人員)÷365日

JR阪和線は年間乗車人員×2(乗車人員と同様の降車人員がいたと判断)÷365日

【解説】『移動等円滑化の促進に関する基本方針』で定める鉄道駅の整備目標の概要

平成23年3月31日の改正により、整備目標が以下のように変わりました。

**改正前**

1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の駅を、平成22年度末(平成23年3月末)までに原則として全てバリアフリー化

**改正後(平成23年度以降)**

1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の駅を、平成32年度末(平成33年3月末)までに原則として全てバリアフリー化。(地域の要請及び支援のもと、鉄道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う。)

## (6) 上位計画、関連計画

### ①第4次泉佐野市総合計画（平成21年9月）

- 計画期間 :平成21年度～平成30年度
- 理念 :生活者や来訪者などの「ひと」に視点をおいたまちづくりを積極的に推進していく
- 将来像 :賑わいと歴史ある迎都 泉佐野 — ひとを育み ひとにやさしく —
- 将来目標人口 :平成30年 100,000人
- 基本方向 :
  - ・市民と協働し、すべてのひとが輝くまちづくり(自律・協働)
  - ・歴史・文化を大切にし、ひとを豊かに育むまちづくり(教育・文化)
  - ・やさしさとふれあいのあるまちづくり(安心・健康)
  - ・安全で、ひとと地球にやさしいまちづくり(安全・環境)
  - ・活力をうみ、賑わいのあるまちづくり(活力・賑わい)
  - ・心地よく、くつろぎを感じるまちづくり(快適・憩い)
- 関連部分 :
  - 第6章 第1節 道路・交通
    - 1-1 公共交通の充実(交通環境の向上)
      - 基本事業  
公共交通のユニバーサルデザインを促進し、交通環境の向上を推進します。
    - 1-2 道路環境の充実
      - 基本事業  
生活道路を多面的な機能を有する生活空間とするため、ユニバーサルデザインによる歩道の段差などの改善や緑化などの積極的な推進により、人に優しい快適な道路環境づくりを進めます。
  - 第6章 第5節 市街地整備
    - 5-2 安全で快適なまちづくりの推進
      - 基本方針  
市民と協働でバリアフリー化や防災に強いまちづくりを進め、安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。
      - 指標  
バリアフリー基本構想の策定地区数  
平成19年度までは1地区  
平成25年度までに累計1地区  
平成30年度までに累計2地区
      - 基本事業  
バリアフリー新法に基づく基本構想を対象地区について順次策定し、バリアフリー化を推進します。

## ②泉佐野市都市計画マスタープラン（平成21年3月）

- 計画目標年次 :平成30年度
- 将来像 :賑わいと歴史ある迎都 泉佐野 — ひとを育み ひとにやさしく —
- 将来目標人口 :平成30年 100,000人
- まちづくりの目標 :・安全・安心で豊かに暮らせるまちづくり
  - ・多様化する社会に持続可能な魅力ある誇りの持てるまちづくり
  - ・自然環境の保全、自然と歴史が調和したうるおいのあるまちづくり
  - ・集約型都市構造の実現に向けて、社会資本ストックを活用するまちづくり
  - ・市民主体のまちづくり
- まちづくり実現のための推進方向:
  - ・総合力(協力・連携・協働=コラボレーション)によるまちづくりの推進
  - ・事業評価制度によるまちづくりの展開
- 都市構造図(駅周辺が拠点と位置付けられているもの):

|             |                                  |   |
|-------------|----------------------------------|---|
| 国際交流・広域複合拠点 | 関西国際空港、りんくうタウン                   | 空港島は、交通ターミナル機能に加え、行政機能(警察・税関など)、商業・業務機能(エアロプラザなど)が集積している国際的な交流の拠点。りんくうタウンは、国際交流、教育、医療、商業、物流、観光、レクリエーション等、様々な広域的な都市機能が集積する複合拠点 |
| 中核拠点        | 泉佐野駅周辺                           | 市域における商業、業務、行政機能の中核を担う拠点  |
| 地域拠点        | 日根野駅周辺                           | 地域住民の日常生活利便施設が揃った拠点   |
| コミュニティ拠点    | 東佐野駅周辺、長滝駅周辺、鶴原駅周辺、井原里駅周辺、羽倉崎駅周辺 | 地域におけるコミュニティ拠点  |

- 関連部分:
  - 第3章7(6)福祉のまちづくりの方針
    - 基本的な考え方
 

あらゆる市民が主体的に地域社会に参加し、互い助け合って生きる「自立」と「共生」の地域社会づくりをめざし、ノーマライゼーションの理念に基づく福祉のまちづくりを進める。
    - 整備の方針
      - 福祉のまちづくりの推進
        - ・駅周辺等の多くの人々が集まる拠点地区においては、バリアフリー法に基づく基本構想を順次策定し、駅舎、駅前広場、周辺道路等の一体的な整備を進める。
        - ・段差や狭い歩道の解消をはじめ、公共施設などでエレベーターの設置促進などを図り、福祉のまちづくりを推進する。
        - ・まちや多くの人々が利用する施設内での移動を容易にし、安全を確保するため、大阪府と連携し、民間事業者に大阪府福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリーの社会づくりの推進を指導・啓発する。

### ③泉佐野市地域福祉計画（平成 18 年 3 月）

- 計画期間 :平成 17 年度～平成 26 年度
- 基本理念 :違いを認めて、互いに尊重しあい、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現
- 基本目標 :・暮らしの安心につながる支えあいの仕組みをつくる  
・福祉から進めるまちづくりの仕組みをつくる

### ④泉佐野市第 5 期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画（平成 24 年 3 月）

- 計画期間 :平成 24 年度～平成 26 年度
- 基本理念 :尊厳を持ってその人らしく暮らせる、共に支えあう すこやか・はつらつ いずみさの
- 基本的視点 :・個人の状況に応じた配慮
  - ・介護サービスの適切な普及と質の向上
  - ・地域包括ケア体制の推進
  - ・社会参加や生きがいづくりの推進

#### ■関連部分:

#### 第 13 章 住宅・環境・まちづくり

##### 1. 住宅・生活環境の整備

市民が加齢や障害によって介護や支援を必要とする状態になったとしても、在宅で自立した生活を送るためには、在宅福祉サービスの充実のみならず、現在住んでいる住居が高齢者や障害のある人にとって生活しやすい空間であることが必要です。

特に、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が急増する中、安心して住み続けられる住環境の整備が必要です。高齢者や障害のある人を含めたすべての人々が住みやすい、ユニバーサルデザインに基づいた住環境を整備し、生活行動範囲を広げる環境づくりに努めます。

本市では、平成 20 年度に「第 4 次泉佐野市総合計画」を策定し、安全・快適に暮らせるまちづくりを実現するため、市民と協働でバリアフリー化や防災まちづくりを推進します。

加齢に伴い身体機能が低下する高齢者にとって、転倒などによって要介護状態にならないよう、室内の段差解消や風呂場の手すり設置など住宅内部の改善は重要です。市営住宅の建替えに当たっては、バリアフリー化を推進し、誰もが住みやすい住宅の整備に努めます。また、介護保険制度の住宅改修につきましては、利用促進に向け、市報及び市ホームページなどを活用し啓発に努めていきます。

⑤泉佐野市第二次障害者計画（平成 21 年 3 月）

- 計画期間 :平成 21 年度～平成 26 年度
- 基本理念 :すべての人々が、違いを認めあい、個人として尊等され、住みなれた地域で、共に支えあい、共に暮らすことのできる共生社会の創造 ～障害のある人が主体的に生きることのできる社会の実現～

- 基本的視点 :・人権の尊重
  - ・連携の促進
  - ・社会資源の活用
  - ・社会参加への支援

- 関連部分 :
  - 第2章 第4節 障害のある人が安心して暮らせる環境づくり(生活・環境)
  - 1. 生活環境の整備 (2)住みよいまちづくりの推進

| 取り組み                                   | 内容   |
|--|--|
| バリアフリー基本構想の策定                          | JR日根野駅周辺地区に続き、他地区における泉佐野市バリアフリー基本構想の策定をめざします。また、策定にあたっては、策定協議会の委員への参画やアンケート、タウンウォッチング、パブリックコメント等により、障害のある人の意見の反映を行います。   |
| 道路、公園、緑地、公共建築物などのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進 | 障害のある人をはじめ、すべての人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、車いすがすれ違ふことができる歩道幅員の確保や段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、交通環境の整備を進めます。公園入口から公園内へのアプローチの整備や、公共下水道切り替え時に、利用状況に応じた多機能トイレの設置、都市公園移動等円滑化基準に基づく特定公園施設の整備等について検討を進め、すべての人が利用しやすい緑地環境の整備に努めます。すべての人が安心・快適に利用できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」や「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、多機能トイレやエレベーター、案内板の設置など、公共建築物のバリアフリー化を進めます。 |
| 事業者への協力の要請                             | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づいた公共施設等の対応について、公共交通機関等の事業者理解と協力を求めます。  |

## 第2章. 移動等円滑化の基本目標・基本方針

### (1) 基本目標

基本構想を策定し、高齢者、障害者等をはじめ全ての人のためのバリアフリー化を実現していくためには、その基礎となる考え方や理念に立脚する必要があります。

このため、上位計画、関連計画等の趣旨を踏まえ、先に策定された『泉佐野市バリアフリー基本構想（JR日根野駅周辺地区）』の考え方を踏襲して、基本目標を設定します。

本市においては、高齢者、障害者等が自立した日常生活、社会生活を送れるまちづくりに、市民一人ひとりがハード面、ソフト面で参加していくことを方向づけ、以下のような基本目標を設定します。

基本目標

あらゆるバリアのないハートフルタウン泉佐野をめざして

### (2) 基本方針

先に策定された『泉佐野市バリアフリー基本構想（JR日根野駅周辺地区）』を踏襲して、基本目標を達成するための基本方針を設定します。この基本方針はスパイラルアップという流れによって「バリアフリーのまち」から「ユニバーサルデザインのまち」へまちづくりを進めていこうという狙いをもっています。

- ①高齢者、障害者等が物理的、社会的、制度的、心理的、情動的な障害のない日常生活を送れるバリアフリーなまちづくり
- ②障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくり
- ③市民、事業者、市等の協働によって段階的かつ継続的に発展していくスパイラルアップのまちづくり

#### 【用語解説】

##### ■ スパイラルアップ

具体的な施策などの内容について、当事者の参加のもとで検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていくこと

# 第3章. 重点整備地区の設定

## 1. 重点整備地区候補エリアの抽出

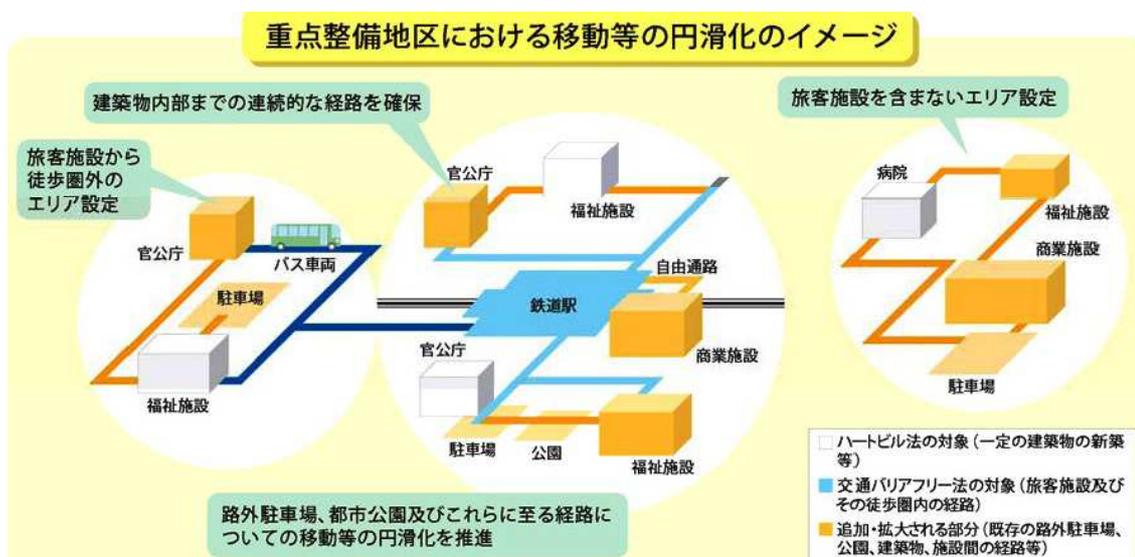
### (1) 重点整備地区の設定の考え方

本市では、重点的にバリアフリー整備を行う、重点整備地区を1地区設定します。  
重点整備地区の区域は、交通バリアフリー法における重点整備地区の設定要件を踏まえて設定します。

表 重点整備地区の要件(バリアフリー基本構想作成に関するガイドブックより)

- ・ 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区  
(基本方針では、原則として、特定旅客施設または特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上あること、生活関連施設が面積約 400ha 未満の地区に[徒歩圏内]に、集積している地区)
- ・ 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ・ バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
- ・ 境界の確定等(町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定める必要がある)

参考図 重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ



出典:バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック

## (2) 重点整備地区の設定の手順

バリアフリー新法においては、旅客施設を含まないエリアを重点整備地区に設定することもできます。

しかし本市においては、生活関連施設の集積等は市役所及びその周辺においてみられる程度です。また『移動等円滑化の促進に関する基本方針』では、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の駅については、平成32年度末までに原則として全てバリアフリー化を図るという整備目標を掲げていますが、本市では、まだバリアフリー化が図られていない駅もあります。

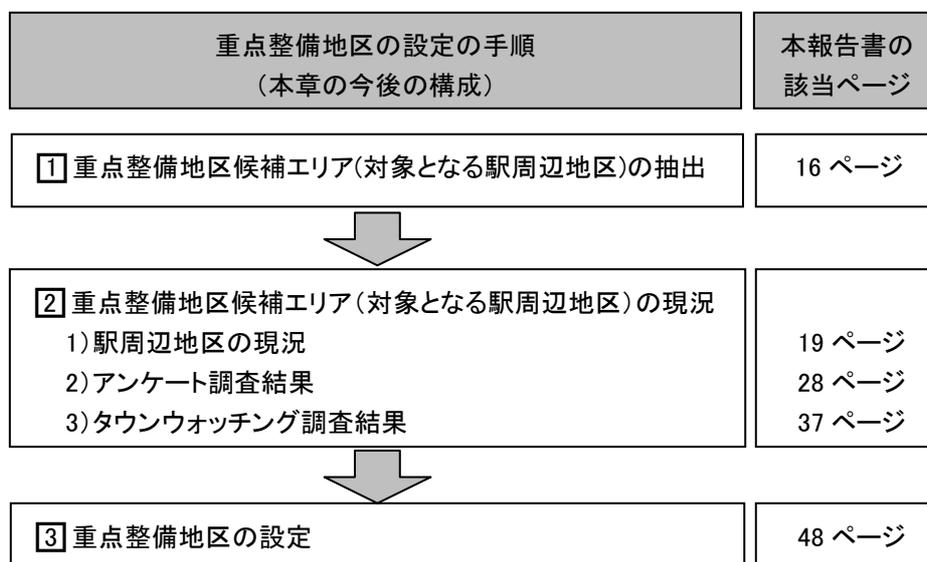
このため、本基本構想では、旅客施設（鉄道駅）を含むエリアで重点整備地区を設定することとします。

重点整備地区の設定は、以下の手順で行います。

まず、駅の乗降客数や上位計画、関連計画の位置づけ等から、重点整備地区候補エリアを抽出します。

そして、重点整備地区候補エリアにおいて、様々な手法を使って現況を把握した後、重点整備地区の要件などを踏まえながら、重点整備地区を設定します。

図 重点整備地区の設定の手順



### (3) 重点整備地区候補エリアの抽出

『移動等円滑化の促進に関する基本方針』から、できる限り早くバリアフリー化を図ることが求められる駅のうち、現在も、バリアフリー化が図られていない、南海羽倉崎駅周辺地区を重点整備地区候補エリアとします。

- 『移動等円滑化の促進に関する基本方針』の鉄道駅の整備目標を達成するために、駅舎のバリアフリー化が必要なのは南海羽倉崎駅と南海鶴原駅である。
- 『泉佐野市都市計画マスタープラン』で、南海羽倉崎駅・南海鶴原駅の周辺は、どちらも地域コミュニティ拠点と位置づけられている。
- 南海羽倉崎駅の1日当たりの乗降客数は6,124人(平成21年度)と、南海鶴原駅の3,149人(平成21年度)に比べて多い。
- 本市の財政状況や、全市の政策課題等から判断して、残りの全ての駅を一度にまたは同時平行的に事業を行うのは困難である。



**南海羽倉崎駅周辺の方が乗降客数は多く、  
整備効果は高いと考えられるため、  
南海羽倉駅周辺を本基本構想の  
重点整備地区候補エリアに設定**

## (参考) 主な駅の整備状況

『移動等円滑化の促進に関する基本方針』で整備目標の対象としている駅を対象に整備状況を整理すると下表の通りとなります。

関西国際空港の開港に伴い整備された関西空港駅、りんくうタウン駅、高架化に伴う整備が平成 20 年に完了した泉佐野駅については、現在の基準を満たしています。

日根野駅は、基本構想策定後、エレベーター設置などの工事が行われたため、現在の基準を満たしています。

羽倉崎駅及び鶴原駅はエレベーター等が整備されていない状況にあります。

表 主な駅の整備状況(1日当たりの平均乗降客数が3,000人以上の駅を対象)

| 駅名               |                          | 日根野駅   | 泉佐野駅 | 羽倉崎駅 | 鶴原駅  | りんくう<br>タウン駅   | 関西空港駅          |
|------------------|--------------------------|--------|------|------|------|----------------|----------------|
| 鉄道事業者            |                          | JR 西日本 | 南海電鉄 | 南海電鉄 | 南海電鉄 | JR 西日本<br>南海電鉄 | JR 西日本<br>南海電鉄 |
| 駅の概況             | 乗り場数                     | 4      | 6    | 3    | 2    | 4              | 4              |
|                  | ホーム数                     | 2      | 3    | 2    | 2    | 2              | 2              |
|                  | エレベーター<br>設置数            | 5      | 3    | 無    | 無    | 2              | 6              |
|                  | エスカレータ<br>ー設置数           | —      | 6    | 無    | 無    | 2              | 8              |
|                  | スロープ<br>設置数              | —      | 1    | 無    | 無    | —              | —              |
| 段差の<br>解消        | 地上出入口<br>～改札             | ○      | ○    | ○    | ○    | ○              | ○              |
|                  | 改札<br>～ホーム               | ○      | ○    | ×    | ×    | ○              | ○              |
|                  | ホーム間<br>(乗り換え)           | ○      | ○    | ×    | ×    | ○              | ○              |
| トイレ              | 一般用                      | ○      | ○    | ○    | ○    | ○              | ○              |
|                  | 身体障害者<br>用(車いす使<br>用者対応) | ○      | ○    | ×    | ×    | ○              | ○              |
| 視覚障害者誘導用<br>ブロック |                          | ○      | ○    | ○    | ○    | ○              | ○              |
| 改札口              | 幅広改札口<br>の設置             | ○      | ○    | ×    | ×    | ○              | ○              |
| 券売機              | 身体障害者<br>対応              | ○      | ○    | ○    | ○    | ○              | ○              |
|                  | 車いす使用者<br>対応             | ○      | ○    | ×    | ×    | ○              | ○              |
|                  | 点字対応                     | ○      | ○    | ○    | ○    | ○              | ○              |

注「表 主な駅の整備状況（1日当たりの平均乗降客数が3,000人以上の駅を対象）」の判断基準について。

以下の基準を満たしている場合は「○」それ以外は「×」と判断している。

| 項目            |                  | 判断基準  |
|---------------|------------------|---|
| 段差の解消         | 全て               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・段差のある場合は手すりのあるスロープが設置されている。</li> <li>・階段のある場合はエレベーターまたはエスカレーター設置されている。</li> </ul>   |
| トイレ           | 一般用              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりのある男子用小便器や便房が1つ以上確保されている。</li> </ul>   |
|               | 身体障害者用（車いす使用者対応） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口が幅80cm以上で、段のない。</li> <li>・滑りにくい仕上の床面になっている。</li> <li>・手すりのある便器が設置されている。</li> <li>・出入口が幅80cm以上で、段がない。</li> <li>・高齢者、障害者等が使いやすい便房が設置されていることを示す標識が設置されている。</li> </ul> |
| 視覚障害者誘導用ブロック等 |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口から乗降口まで誘導用ブロックまたは音声等の誘導設備が設置されている。</li> <li>・階段、傾斜路、エスカレーターの上端・下端に近接する通路等は点状ブロックが敷設されている。</li> </ul>   |
| 改札口           | 幅広改札口の設置         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通行幅が80cm以上の改札口が1つ以上ある。（自動改札口・手動改札口を問わない）</li> </ul>   |
| 券売機           | 身体障害者対応          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上の券売機：高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造または乗車券の販売を行うものが常時対応する窓口が設置されている。</li> </ul>   |
|               | 車いす使用者対応         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす使用者が容易に接近できるよう、券売機の下あるいは窓口の下に蹴込みが設けられている。</li> </ul>   |
|               | 点字対応             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字運賃表や点字ボタンがある。</li> <li>または乗車券の販売を行うものが常時対応する窓口が設置されている。</li> </ul>  |

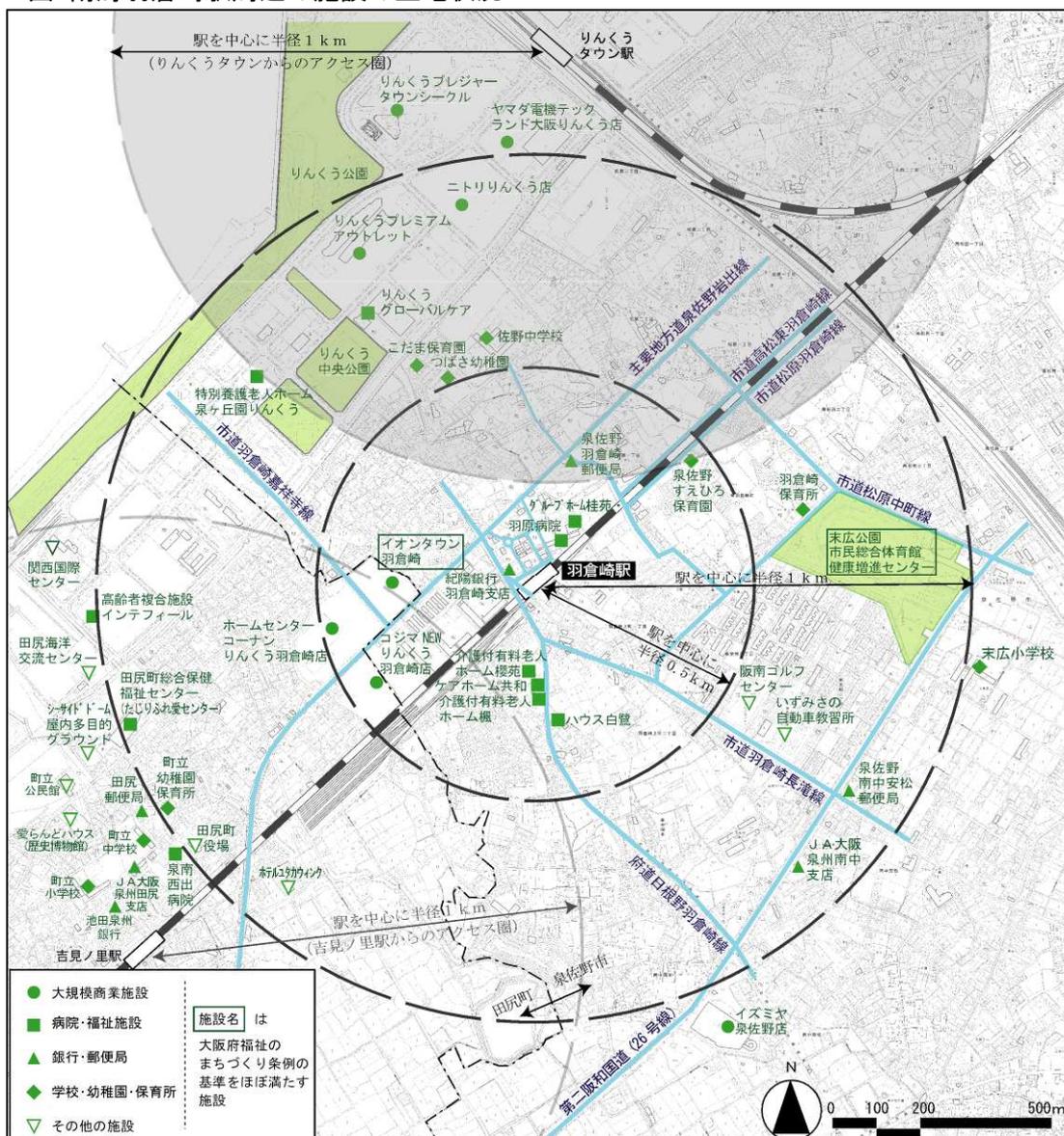
## 2. 南海羽倉崎駅周辺地区の現況

### (1) 南海羽倉崎駅周辺に立地する主な施設

南海羽倉崎駅周辺の主な施設や道路網は以下の通りです。

南海羽倉崎駅から半径 1 km 以内にある、泉佐野市の施設は、末広公園・市民総合体育館・健康増進センターのみとなっています。

図 南海羽倉崎駅周辺の施設の立地状況



## (2) 南海羽倉崎駅の現況

### ① 駅舎

南海羽倉崎駅は地上駅で、改札口・駅出入口は北側に1箇所となっています。なんば方面行きホームと和歌山市方面行きホームにわかれています。各ホームや改札口は地下通路で結ばれており、エレベーターやエスカレーターは整備されていません。

待合室とトイレは、なんば方面行きホームに整備されています。トイレは男女が区分されておらず、車いす使用者が利用できるトイレはありません。

図 駅舎の現況

**1 駅出入口**

- ・ 出入口は北側に1箇所。
- ・ 出入口に段差はない。



**2 券売機**

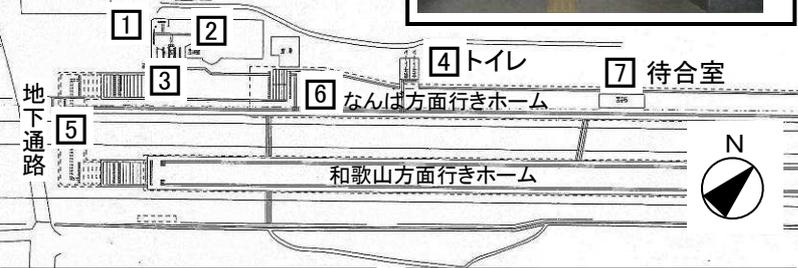
- ・ 点字料金表がある。
- ・ 券売機があるが、車いすが入るスペースがない。



**3 改札口**

- ・ 左端に車いすも通行できる幅の改札口がある。(通常は扉が閉まっている。)





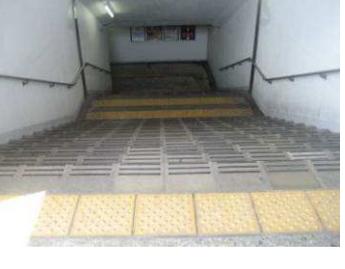
**4 トイレ (なんば方面行きホーム)**

- ・ 男女別にわかれていない。
- ・ 多機能トイレはない。
- ・ 出入口の幅は狭く、車いすでは通行しづらい。
- ・ 手すりがついている便器がある。便房と床面には段差がある。



**5 ホーム連絡路 (地下通路)**

- ・ エレベーター、エスカレーターは設置されていない。
- ・ 階段には手すりがあり、端部に点字案内がある。



**6 ホーム**

- ・ 改札口からなんば方面行きホームに行くまでに階段がある。




**7 待合室 (なんば方面行きホーム)**

- ・ 車いすスペースがある。



## ② 駅舎前の広場

南海羽倉崎駅には、駅出入口付近に南海が所有の店舗や樹木・ベンチなどが配された広場があります。この広場と歩道の間には自転車・自動車の進入を防止するための車止めが設置されています。

図 駅舎前の広場の現況

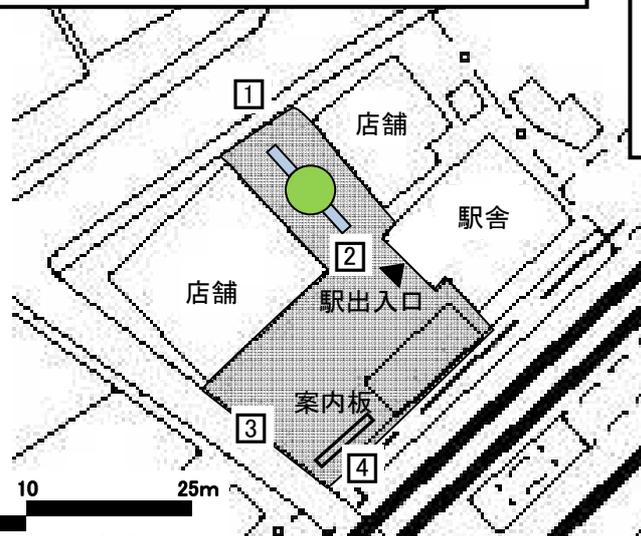
### ① 北側道路接続部

- ・ 北側には歩道に面している。  
歩道との間に車止めがある。



### ② 休憩施設など

- ・ 店舗と樹木・ベンチ・照明がある。
- ・ 舗装面が凸凹で、歩きづらい。



### ③ 西側道路接続部

- ・ 道路との間に車止めがある。



### ④ 案内板

- ・ 周辺施設への案内板がある。

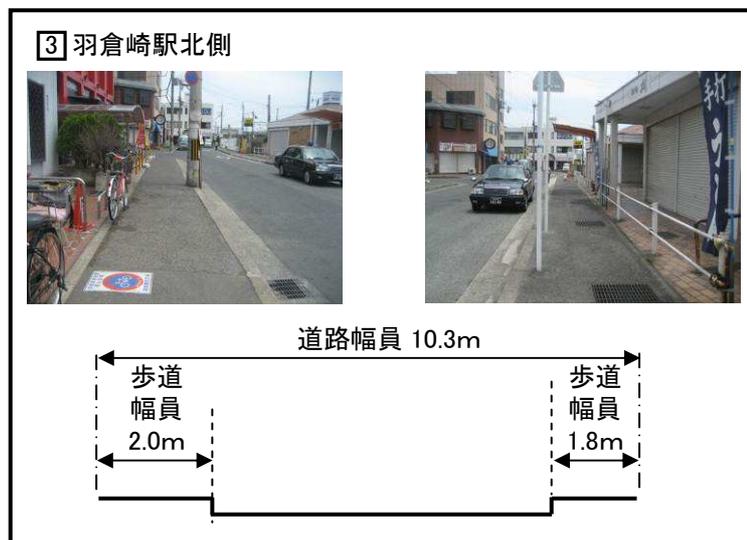
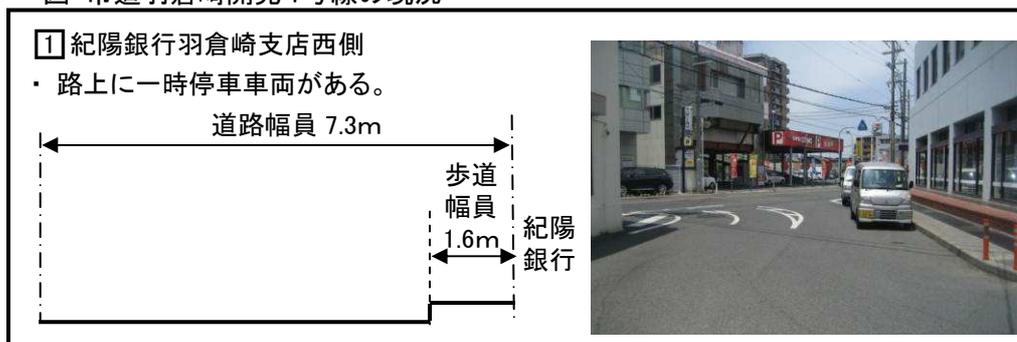


### (3) 南海羽倉崎駅周辺の主な道路の現況

#### ①市道羽倉崎開発4号線

南海羽倉崎駅の北側にある市道羽倉崎開発4号線は、紀陽銀行羽倉崎支店まで両側に、幅員 1.5m以上の歩道が整備されています。

図 市道羽倉崎開発4号線の現況

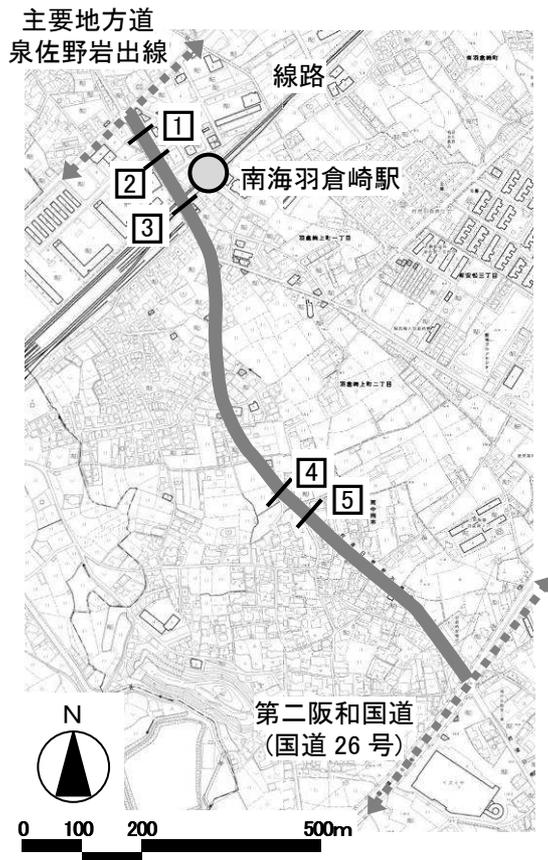


## ②府道日根野羽倉崎線

南海羽倉崎駅の西側を南北に走る府道日根野羽倉崎線は、主要地方道泉佐野岩出線と第二阪和国道を結ぶ幹線道路で、コミュニティバスの停留所が2箇所あります。

市道羽倉崎開発4号線から主要地方道泉佐野岩出線までの区間は歩道が整備されていますが、幅員は1.4mと狭くなっています。また、線路から第二阪和国道までの区間は白線が引かれていますが歩道は整備されていません。

図 府道日根野羽倉崎線の現況



### ① 線路の北側



道路幅員 8.2m

歩道  
幅員  
1.4m

側溝蓋  
0.5m

### ② 線路の北側(市道羽倉崎開発4号線 交差部北側横断歩道)



### ③ 踏切部分



### ④ 線路の南側

- ・ 両側とも白線で歩行者通行空間を区分。  
歩行者通行空間の幅は 0.4～1.0mがほとんど。  
(道路幅員約 6.5～約 9m)



### ⑤ 線路の南側

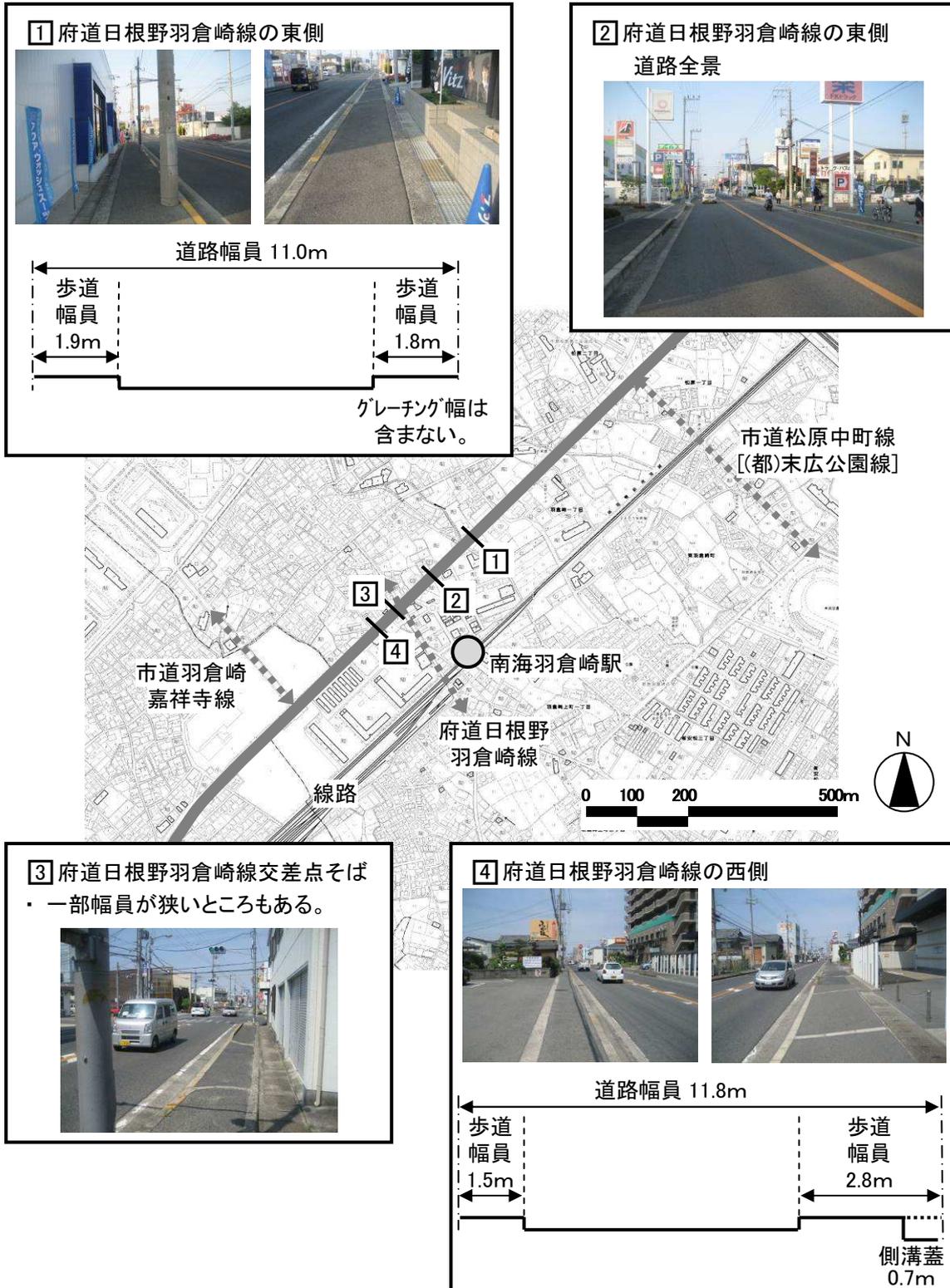
- ・ コミュニティバスの停留所(岡本)
- ・ バス待ちスペースが狭い。



### ③主要地方道泉佐野岩出線

南海線路の北側を、主要地方道泉佐野岩出線が走っています。歩道は両側に整備されており、幅員は一部を除き 1.5m以上確保されています。

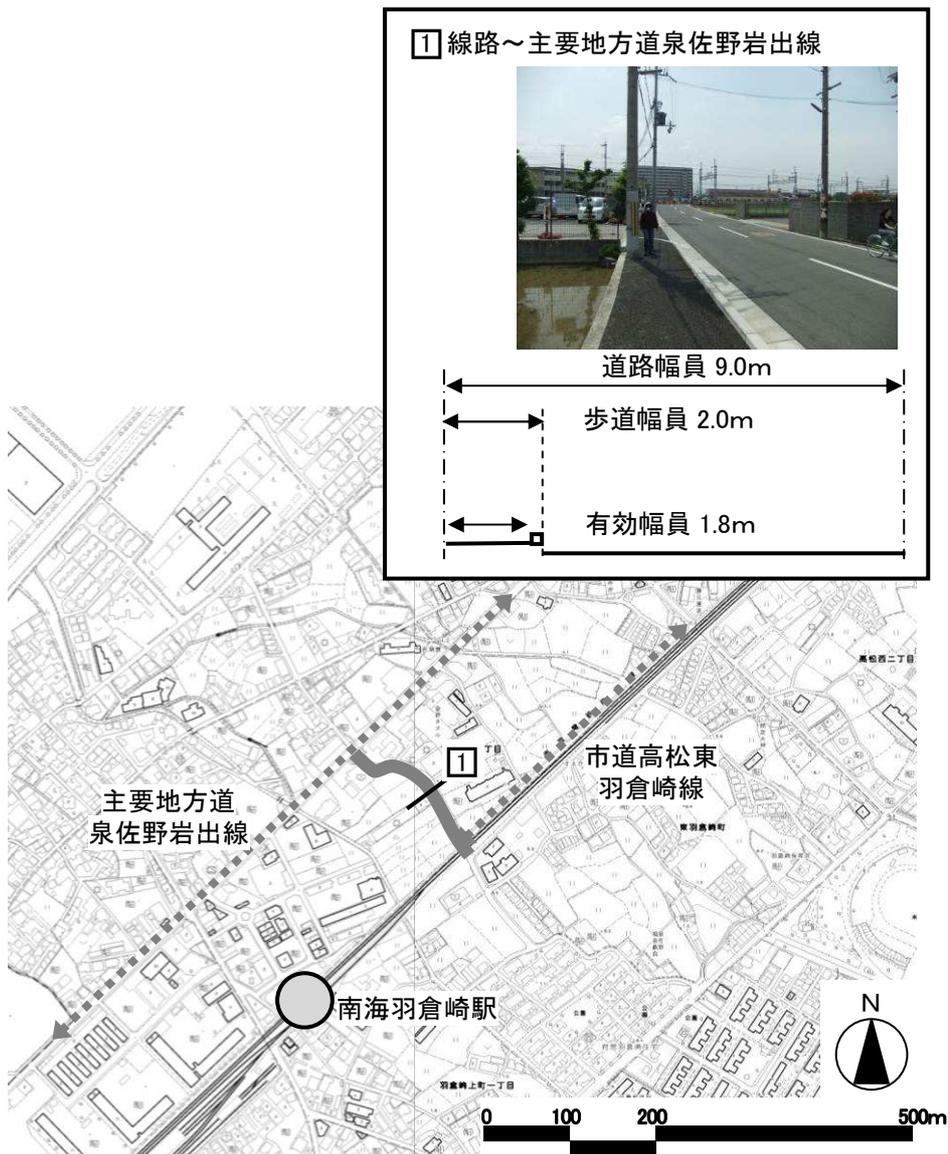
図 主要地方道泉佐野岩出線の現況



#### ④市道羽倉崎新安松線

市道羽倉崎新安松線のうち、主要地方道岩出泉佐野線～市道高松東羽倉崎線区間は、整備時期が比較的新しくなっています。幅員 2.0mの歩道が整備されており、有効幅員は 1.8mとなっています。

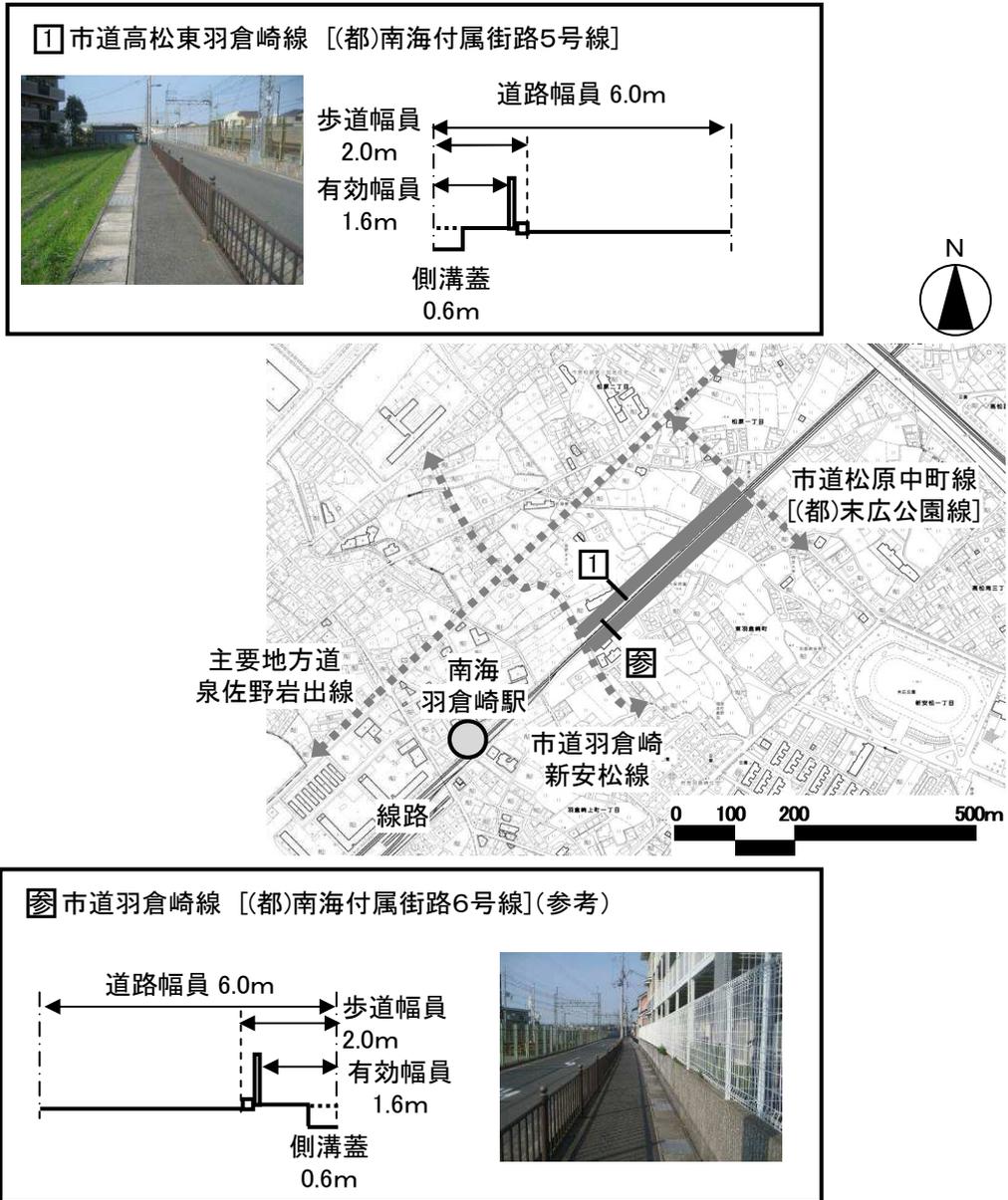
図 市道羽倉崎新安松線の現況



⑤市道高松東羽倉崎線

南海電鉄の線路の測道にあたる市道高松東羽倉崎線は、整備時期が比較的新しく、幅員 2.0mの歩道が整備されています。柵があるので、有効幅員は 1.6mとなっています。

図 市道高松東羽倉崎線の現況

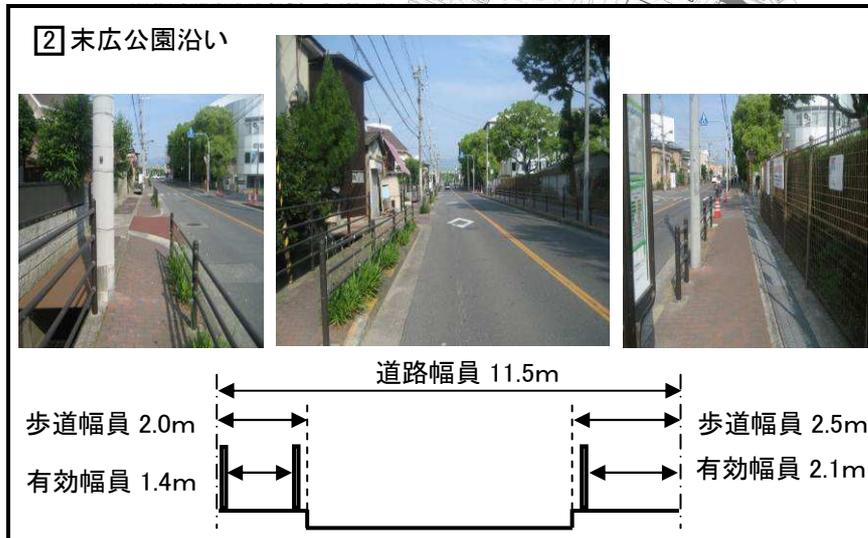
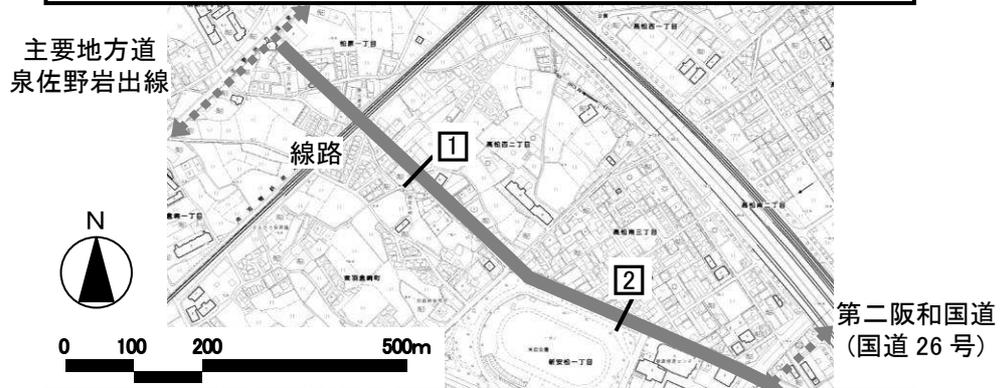
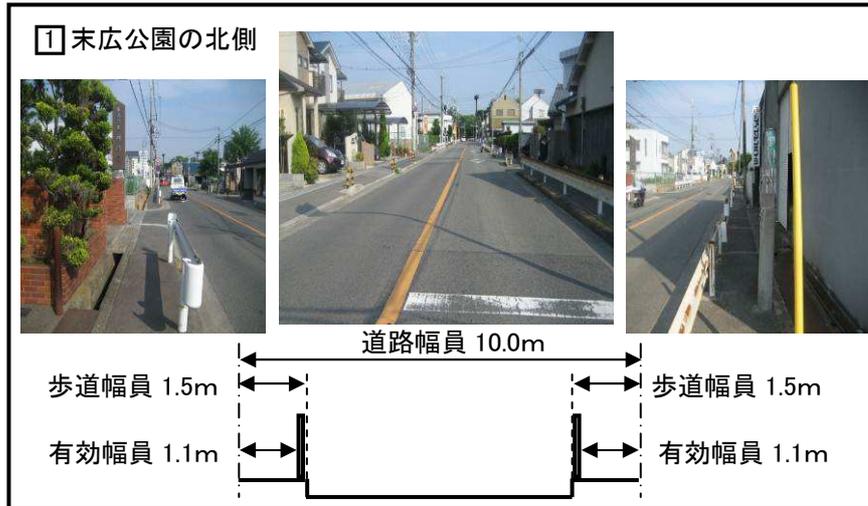


⑥市道松原中町線〔都〕末広公園線

市道松原中町線〔都〕末広公園線は、主要地方道岩出線と第二阪和国道を結ぶ道路で、末広公園の東側に接しています。

末広公園以北の歩道幅員は両側とも 1.5m ですが、ガードレールがあるため、有効幅員は 1.1m となっています。末広公園沿いの歩道については、歩道幅員は 2.5m で有効幅員は 2.1m 確保されています。

図 市道松原中町線〔都〕末広公園線の現況



### 3. アンケート調査結果

#### (1) 調査の実施概要

##### ①調査の目的と対象

主に南海羽倉崎駅及びその周辺の道路のバリアフリーに対する意見などを把握するため、南海羽倉崎駅周辺に居住する高齢者・障害者の方々を対象にアンケート調査を実施しました。また、妊産婦・乳幼児保護者に対しても可能な限り調査を行いました。

##### ②調査期間

平成 24 年 8 月 16 日～平成 24 年 8 月 31 日

##### ③調査の内容

表 調査の内容

|                                    |                        |
|------------------------------------|------------------------|
| 1. 回答者の属性                          |                        |
| 【高齢者・障害者対象】                        | 【妊産婦・乳幼児保護者対象】         |
| ・ 性別(問1)                           | ・ 年齢(問1)               |
| ・ 年齢(問2)                           | ・ 妊娠の有無(問2)            |
| ・ 住所(問3)                           | ・ 住所(問3)               |
| ・ 障害者手帳区分(問4)                      | ・ 小学生以下の子供の有無(問4)      |
| ・ 障害の種類(問5)                        | ・ 外出するときの子どもの連れ歩き方(問5) |
| ・ 一人での移動の可否(問6)                    | ・ 最寄駅(問6)              |
| 2. 南海電鉄羽倉崎駅の利用について                 |                        |
| ・ 南海電鉄羽倉崎駅の利用頻度(問7)                |                        |
| ・ 南海電鉄羽倉崎駅を利用しない理由(問7付問)           |                        |
| ・ 南海電鉄羽倉崎駅を利用する目的(問8)              |                        |
| ・ 南海電鉄羽倉崎駅への交通手段(問9)               |                        |
| ・ 南海電鉄羽倉崎駅の利用のしやすさ(問10)            |                        |
| ・ 駅舎内の移動の際の困りごと(問11)               |                        |
| ・ 駅舎内の情報を得る際の困りごと(問12)             |                        |
| ・ 駅舎内のトイレ利用の際の困りごと(問13)            |                        |
| 3. 南海電鉄羽倉崎駅周辺の道路および施設の利用について       |                        |
| ・ 道路通行の際の困りごと(問14)                 |                        |
| ・ 南海電鉄羽倉崎駅周辺の利用施設、行く時の移動手段(問15)    |                        |
| ・ 各施設を利用するときの問題点(問16)              |                        |
| 4. 心のバリアフリーについて、その他                |                        |
| ・ 外出する際にバリアフリーに対する理解が不足と感じたこと(問17) |                        |
| ・ 外出の際に手助けしてほしいと思ったこと(問18)         |                        |
| ・ 自由意見                             |                        |

#### ④調査票の配布・回収方法、回収結果

配布数 1,030 票のうち、有効回収数は 566 票で、回答率は 54.8%と高い結果となっており、バリアフリーへの関心の高さがうかがえます。

表 調査票の配布先、配布・回収方法、回収結果

| 配布先                 | 配布・回収方法   | 配布数     | 有効回収数 | 有効回収率 |
|---------------------|---|---------|-------|-------|
| 高齢者・障害者<br>(直接配布回収) | 南海電鉄羽倉崎駅周辺の高齢者団体(長生会)や障害者団体に依頼し、団体から直接配布・回収     | 530 通   | 302 通 | 57.0% |
| 障害者(郵送)             | 南海電鉄羽倉崎駅周辺の手帳所持者を500名無作為抽出し、郵送配布・郵送回収           | 500 通   | 262 通 | 52.4% |
| 妊産婦・<br>乳幼児保護者      | りんくう総合医療センター泉佐野病院産婦人科・小児科に調査票と回収箱を置き、来院者に記入を依頼。 | —       | 3 通   | —     |
|                     | 合計  | 1,030 通 | 564 通 | 54.8% |

注: 回収した調査票 566 票のうち、無効(全設問無回答)が 2 票あり。

## (2) 調査結果のまとめ

注：調査結果のまとめは、高齢者・障害者のみを整理（妊産婦・乳幼児保護者の回収数は3通だったため、統計処理は困難と判断し、整理していない。）

### ①回答者の属性について（問2～問5）

高齢者（42.9%）に比べ、障害者（57.1%）の回答が多くなっています。

男女比は男：女＝約4：6となっています。年齢は、高齢者も障害者も70歳台が最も多いですが、障害者については50歳以下も約1/4（23.6%）を占めます。

居住地は南海電鉄羽倉崎駅周辺が多くなっていますが、駅から1km付近も一定の割合を占めます。

障害者の方のなかでは、肢体不自由の方（56.3%）が最も多くなっています。

### ②一人での移動について（問6）

一人で自由に移動できる高齢者は65.3%、障害者は37.6%で、全体では約半数（49.5%）となっています。よって無回答を除く残りの44.5%の方はバリアフリー対応を必要としています。

### ③南海電鉄羽倉崎駅の利用について（問7～問9）

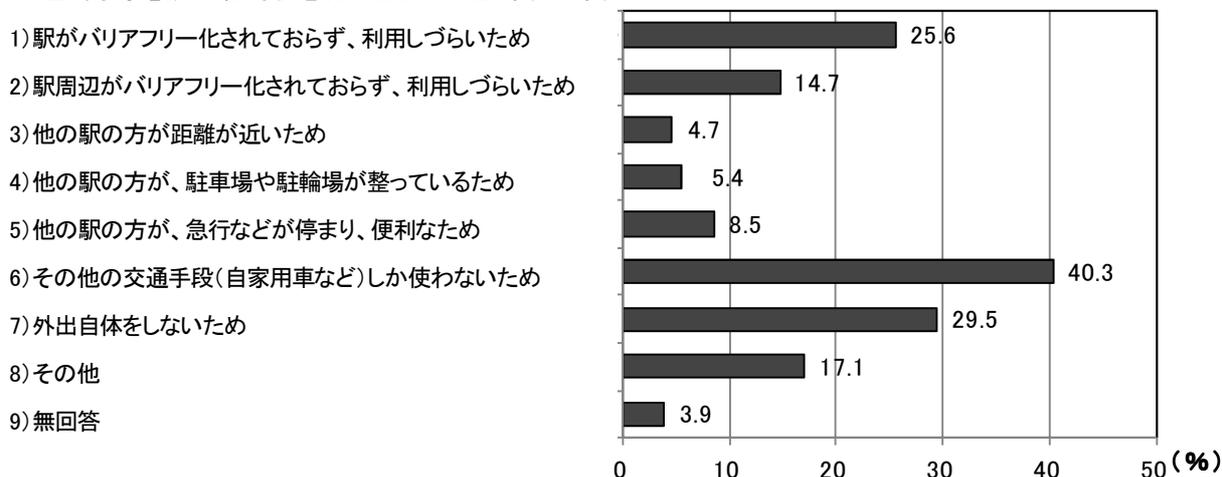
南海電鉄羽倉崎駅の利用については、全体で「ほぼ毎日」～「月に数回程度」をあわせると39.4%です。

利用しない理由は「他の交通手段（自家用車など）しか使わないため」（40.3%）や「外出自体をしないため」（29.5%）が多くなっていますが、「駅がバリアフリー化されておらず、利用しづらいため」（25.6%）や「駅周辺がバリアフリー化されておらず利用しづらいため」（14.7%）といった理由も一定の割合を占めます。

また、利用目的は「買物」（33.3%）や「通院」（29.4%）が多くなっており、交通手段は「徒歩」が8割弱（77.0%）、「自転車」が2割強（22.7%）となっています。

図 南海電鉄羽倉崎駅を利用しない理由（問7付問）

N = 129

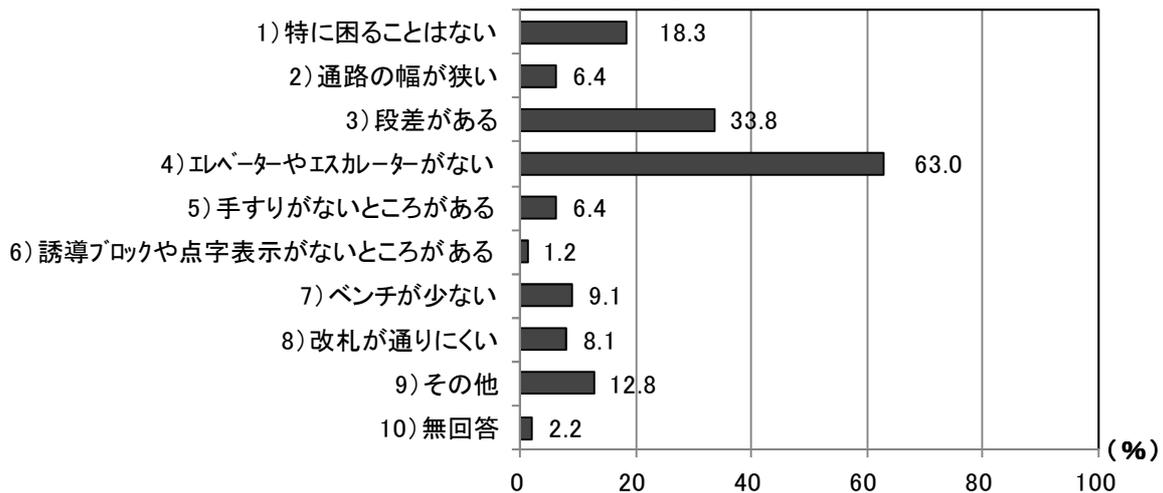


#### ④南海電鉄羽倉崎駅の駅舎について（問 10～13）

利用のしやすさについては、「やや利用しにくい」（20.0%）と「利用しにくい」（28.9%）をあわせると、約半数が利用しづらさを感じていることがわかります。

移動する際の困りごとは、「エレベーターやエスカレーターがない」が 63.0%と最も多く、「段差がある」も 33.8%を占めています。

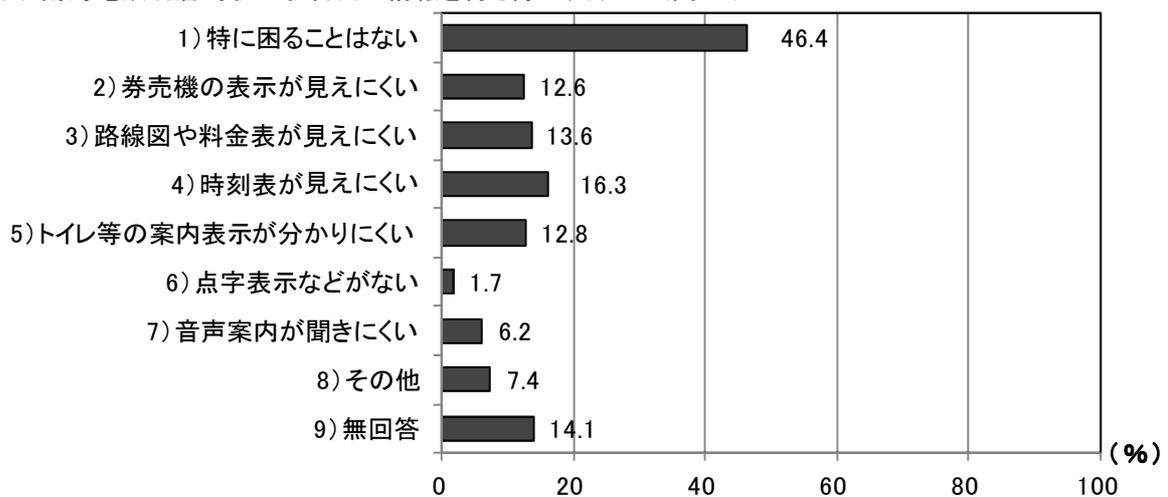
図 南海電鉄羽倉崎駅の駅舎内で移動する際の困りごと(問 11) N=405



情報を得る際に困ることについては、全体では「特に困ることはない」が 46.4%を占めています。

障害者については、「時刻表が見えにくい」（17.7%）や「路線図や料金表が見えにくい」（17.2%）が多くなっています。

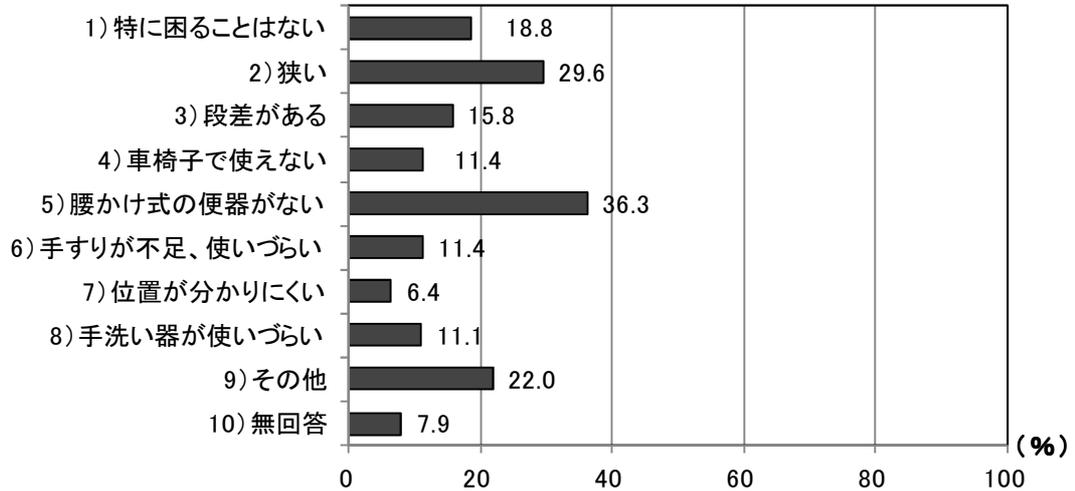
図 南海電鉄羽倉崎駅の駅舎内で情報を得る際の困りごと(問 12) N=405



トイレ利用の際に困ることについては、「腰かけ式の便器がない」が36.3%、「狭い」が29.6%となっています。

図 南海電鉄羽倉崎駅のトイレ利用の際の困りごと(問 13)

N=405

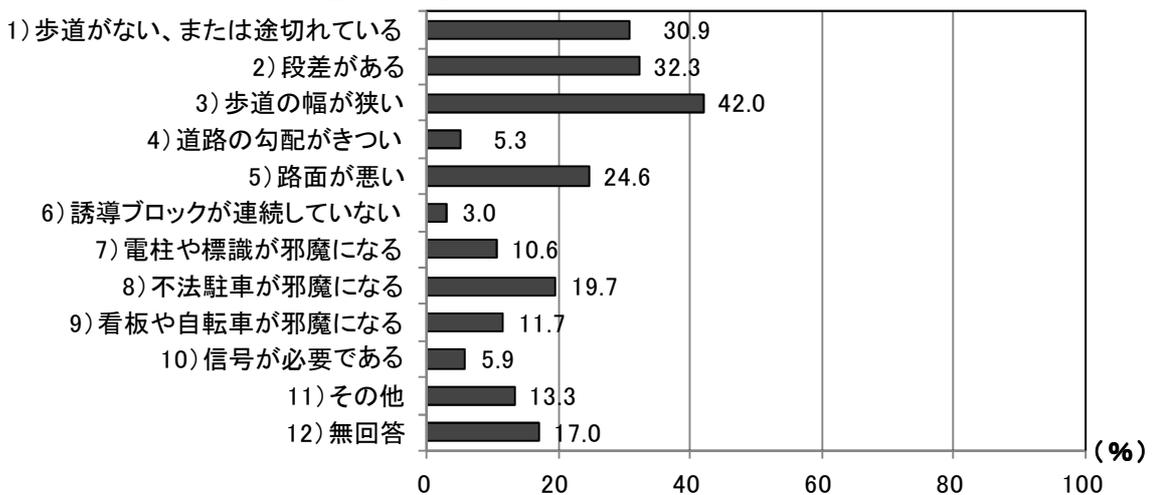


### ⑤道路の通行について (問 14)

道路の通行については、「歩道がない、または途切れている」(30.9%)といった歩道そのものがないといった意見や、「段差がある」(32.3%)、「歩道の幅が狭い」(42.0%)といった歩道の構造に関する意見が多くなっています。

図 南海電鉄羽倉崎駅周辺の道路の通行の際の困りごと(問 14)

N=564



### ⑥ 駅周辺をよく利用する施設について（問 15～16）

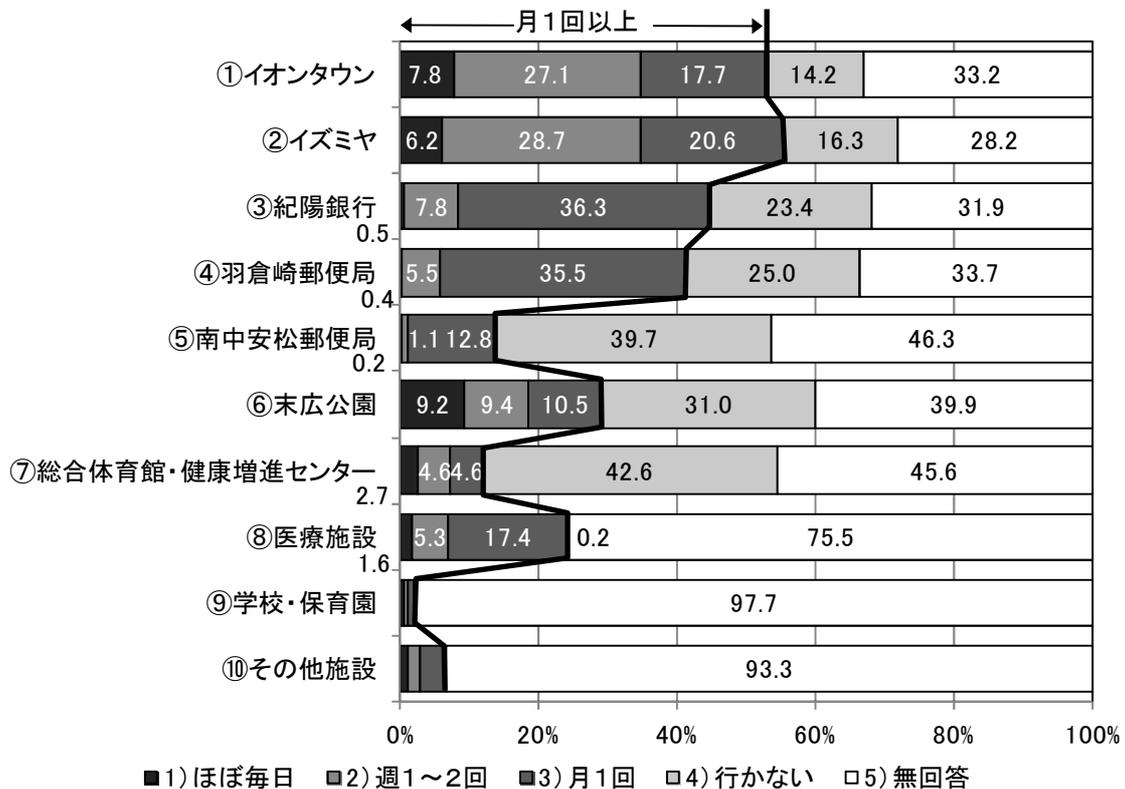
「月1回」以上利用する割合が最も高い施設は「イズミヤ」（55.5%）で、次いで「イオンタウン」（52.7%）、「紀陽銀行」（44.7%）、「羽倉崎郵便局」（41.3%）の順になっています。施設の性質上、「イオンタウン」や「イズミヤ」といったスーパーは「週1～2回」の利用が多く、「紀陽銀行」「羽倉崎郵便局」は「月1回」が多くなっています。

しかし「月1回」以上の利用割合が最も高い「イズミヤ」は、徒歩によるアクセスは少なく、自転車や自家用車が多くなっています。一方、「イオンタウン」「紀陽銀行」「羽倉崎郵便局」は徒歩や自転車が中心になっています。

また利用する際の問題点については、どの施設においても「特にない」が最も多いですが、「出入口の幅、段差など」や「多目的トイレがない」という問題も指摘されています。

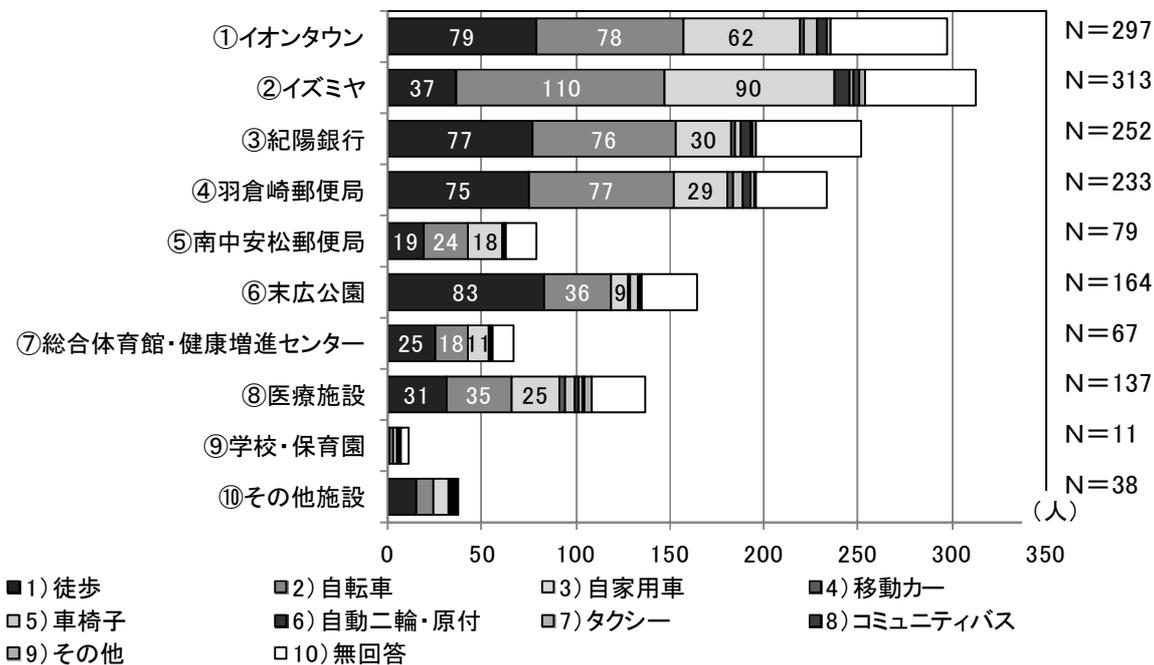
図 南海電鉄羽倉崎駅周辺の施設の利用頻度（問 15）

N=564



注:「月1回以上」の利用割合の少ない学校・保育園、その他施設は割合を表記していない。

図 南海電鉄羽倉崎駅周辺の施設への交通手段(問 15)



注：施設によって「月1回」以上利用する人数が異なるので、割合ではなく、人数でグラフを作成。  
 利用人数の多い、「徒歩」「自転車」「自家用車」のみの人数をグラフに表記。  
 (利用人数の少ない学校・保育園、その他施設は表記していない。)

⑦外出の際に誰かに手助けをしてほしいこと[心のバリアフリー] (問 17~18)

外出の際に理解が不足と感じたことについては「交通ルールや交通マナーを守らない自転車」(42.6%)が最も多くなっています。

また、外出の際に求める手助けについては、「階段の上り下りのときの手助け」(23.1%)が最も多くなっていますが、通行マナーや車両に乗るとき・乗っているときの配慮や、荷物の持ち運びの手助けなど、様々な面で手助けや配慮を求めている人がいることがわかります。

図 外出の際にバリアフリーに対する理解が不足と感じたこと(問 17) N=564

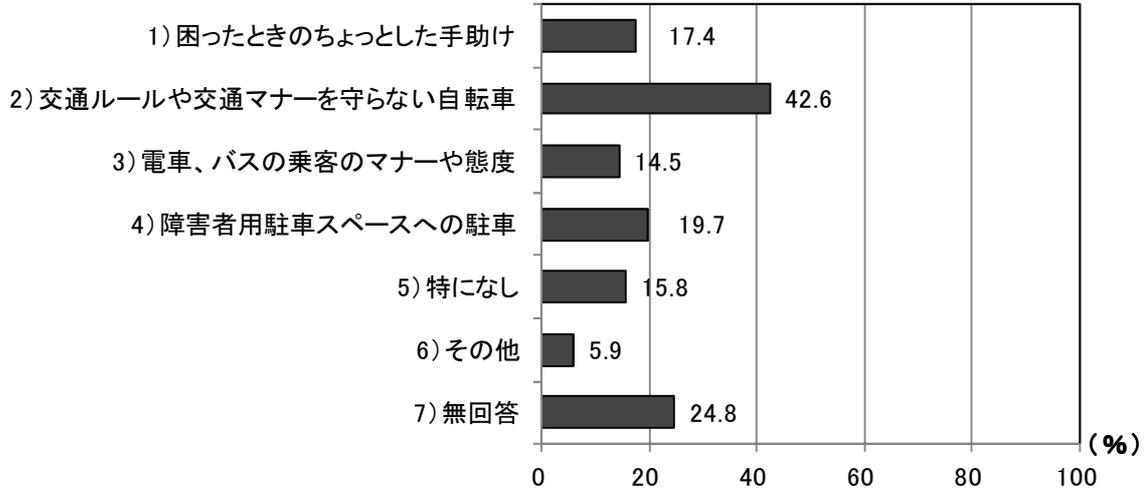


表 外出の際に誰かに手助けをしてほしいと思ったこと(問18)

|                  | 実数(人) | 割合 (%) |
|------------------|-------|--------|
| ・階段の上り下りのとき      | 21    | 23.1%  |
| ・通行マナー           | 7     | 7.7%   |
| ・車両に乗るとき・乗っているとき | 6     | 6.6%   |
| ・荷物等を持っているとき     | 5     | 5.5%   |
| 計                | 91    | 100.0% |

注: 5人以上が回答した内容のみ  
表に整理

### ⑧自由意見

駅・駅周辺の改善に関する意見が大変多くなっています。駅舎のバリアフリー化(エレベーター・エスカレーター・スロープなどの設置)を求める意見が多いですが、駅周辺(広場)の通行のしやすさに関する意見もあります。

また、駅付近を中心に、車いすでの通行や歩道の幅、段差の問題など、歩道の整備を求める意見も多くなっています。

一方、マナーなど、一人ひとりの心がけで解消できるような意見も一定の割合を占めています。

表 自由意見

|              | 実数<br>(人) | 割合<br>(%) | 意見の概要  |
|--------------|-----------|-----------|--|
| ・駅・駅周辺に関すること | 47        | 42.0%     | エスカレーター、エレベーター、スロープを設置してほしい／トイレの入り口・改札口が狭い／駅へ入るとき周辺の柵が邪魔になり、車いすで出入りできない                          |
| ・歩道に関すること    | 21        | 18.8%     | 歩道がない、車いすが通行可能のところがかかり限られている／歩道が狭い(駅周辺、駅～上町～26号線など)／段差がある(紀陽銀行羽倉崎支店周辺、駅～上町～26号線など)               |
| ・マナーに関すること   | 13        | 11.6%     | 不法駐車(サニータウン前など)／自動車・自転車の通行マナーが悪い   |
| ・その他         | 39        | 35.1%     | 踏切が狭い／施設に休憩場所やベンチがほしい／コミュニティバスの路線を変えて・増やしてほしい／自転車の通行しやすい道路にしてほしい／バス停を拡幅してほしい／その他施策・調査に関する意見や感想など |
| 計            | 111       | 100.0%    |  |

## 4. タウンウォッチング調査結果

### (1) 調査の実施概要

#### ①調査の目的と対象

南海羽倉崎駅舎及び駅舎前の広場と、南海羽倉崎駅周辺の主な施設をつなぐ主要道路を、当事者等が実際に歩くことにより、施設・道路の問題点を把握するために実施しました。

参加者の呼びかけにあたっては、一定期間公募をかけるとともに、南海羽倉崎駅周辺の地域団体や障害者団体等に参加を呼びかけました。

#### ②調査の実施日

平成24年11月14日(水) 13:30~16:45

#### ③参加者

表 参加者数

| 属性         | 参加人数 | 属性           | 参加人数 |
|------------|------|--------------|------|
| 肢体不自由者     | 2名   | 協議会委員・アドバイザー | 14名  |
| 視覚障害者      | 1名   | 行政関係者(国・府)   | 2名   |
| 聴覚障害者      | 1名   | 市・連絡会議       | 4名   |
| 一般(高齢者を含む) | 7名   | 泉佐野市スタッフ     | 11名  |
| 介助者        | 2名   | 大学関係者        | 19名  |
| 自治会・長生会関係者 | 5名   | コンサルタント      | 3名   |
| 鉄道関係者      | 2名   | 合計           | 73名  |

#### ④調査の実施プログラム

2ルート(2班)にわかれ、実際にまちを歩き、問題点や改善すべき場所や良いところの点検を行いました。

その後、会場に移動して、まち歩き結果を取りまとめ、意見交換を行いました。

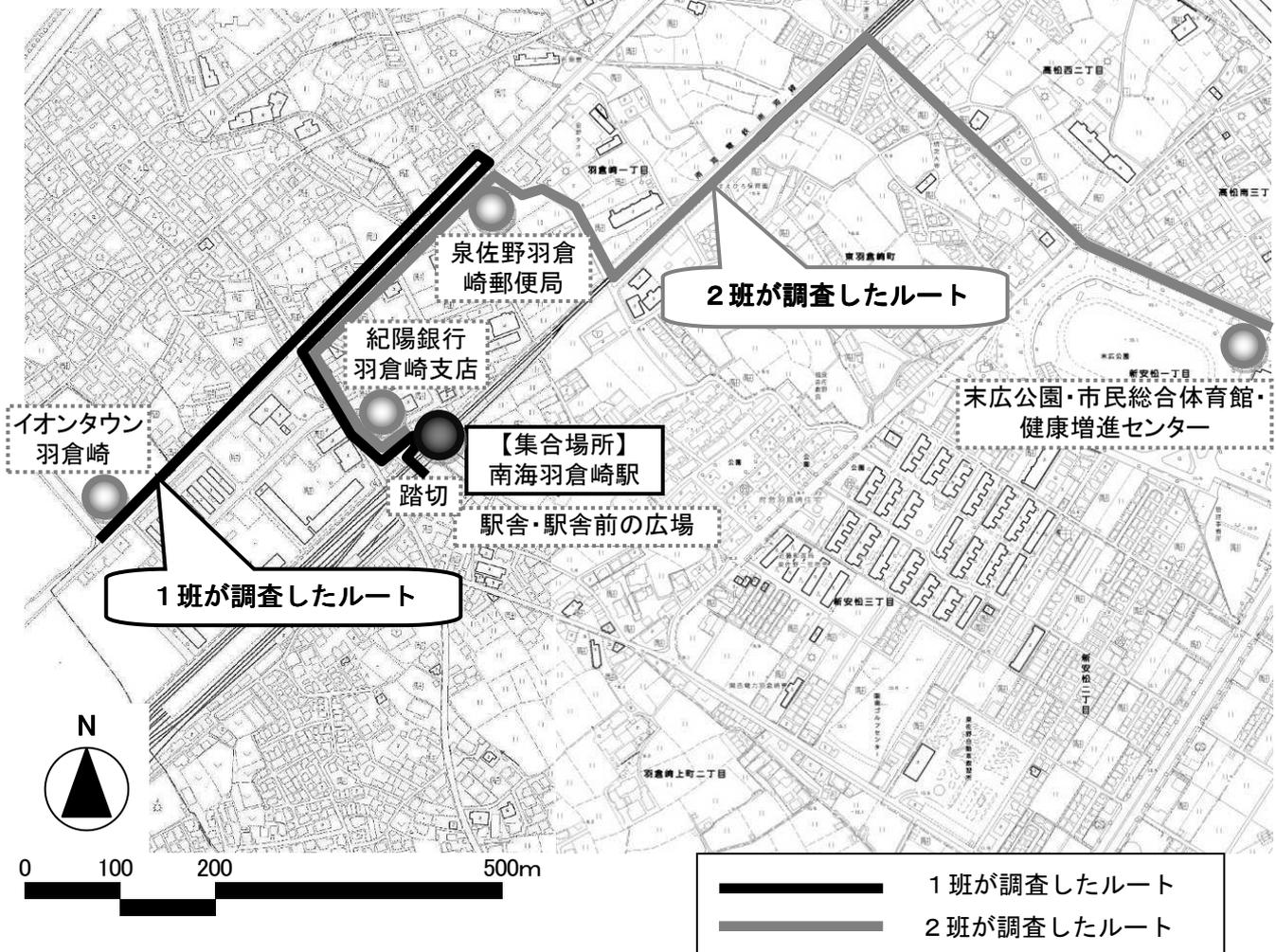
表 調査プログラム

|              |               |
|--------------|---------------|
| 1) 受付        | (13:00~13:30) |
| 2) 開会・説明     | (13:30~13:50) |
| 3) タウンウォッチング | (13:50~15:30) |
| 4) 意見交換会     | (15:30~16:30) |
| 5) まとめ       | (16:30~16:40) |
| 6) 閉会        | (16:40~16:45) |

図 まち歩き調査ルート（2つのルートにわかれて調査）

【1班】 南海羽倉崎駅舎前の広場 → 踏切 → 南海羽倉崎駅舎 → 紀陽銀行羽倉崎支店 → 泉佐野羽倉崎郵便局 → イオンタウン羽倉崎

【2班】 南海羽倉崎駅舎 → 南海羽倉崎駅舎前の広場 → 紀陽銀行羽倉崎支店 → 泉佐野羽倉崎郵便局 → 末広公園・市民総合体育館・健康増進センター



## (2) 調査結果

注：1，2班で重複して調査した施設や駅があるため、調査結果のまとめは、それぞれの班から出てきた意見を一括して整理しています。また、調査ルートにおける、施設・道路等のバリアフリー化整備に関する意見をまとめています。

### ①全体の傾向

アンケート調査結果と同様、駅舎に関する意見が最も多くなっています。

また、道路については、歩道の有効幅や舗装面の凹凸に関する意見が多い傾向にあります。

さらに、道路や施設のハード面のみならず、マナーなどのソフト面に関する意見も出ています。

注：マナーに関する主な意見は46ページ参照

### ②南海羽倉崎駅

#### 1) 駅舎

駅舎については、トイレと地下通路に関して様々な意見が出ています。本駅にはエレベーター等がないため、本駅周辺に住む障害者等のなかには、設備の整った他駅を利用されている方もおられ、抜本的な改善が求められます。

また、階段の不便さや通行幅の確保などを求める意見も多くなっています。

表 駅舎に関する意見の要旨

| 意見の要旨   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自動改札口の幅を拡げてほしい。【写真 1】</li><li>・ 券売機の下に、車いすが入れる部分をつくってほしい。</li><li>・ なんば方面行きホームの階段にスロープをつけてほしい。手すりも低くしてほしい。【写真 2】</li></ul> <p>点字ブロックの先にある柱を移動してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地下通路にエレベーターまたはエスカレーターをつけてほしい。手すりも滑るのでおしてほしい。舗装面の凸凹をなくしてほしい。【写真 3】</li><li>・ 和歌山市方面行きホームが線路に向かって斜めになっているため、ホームに滑り止め等をつけてほしい。また舗装面の継ぎ目もなくてほしい。【写真 4】ホームの端に転落防止柵をつけてほしい。</li><li>・ 障害者や乳幼児連れの人でも使用できるようなトイレにしてほしい。(幅の確保、段差の解消、洗面器高さの改善、オストメイト対応水洗器具の設置等)【写真 5】</li><li>・ 聴覚障害者等にもわかりやすいよう、時刻表やトイレ表示の文字を大きくしたり、上り下り(なんば方面行き、和歌山市方面行き)の表示や電光掲示板を大きく目のつくところにつけてほしい。【写真 6】</li><li>・ 音声案内もしてほしい。</li></ul> |

図 駅舎に関する意見の要旨

① 自動改札口の幅を拡げてほしい。



② なんば方面行きホームの階段にスロープをつけてほしい。手すりも低くしてほしい。



③ 地下通路にエレベーターかエスカレーターをつけてほしい。舗装面の凸凹をなくしてほしい。



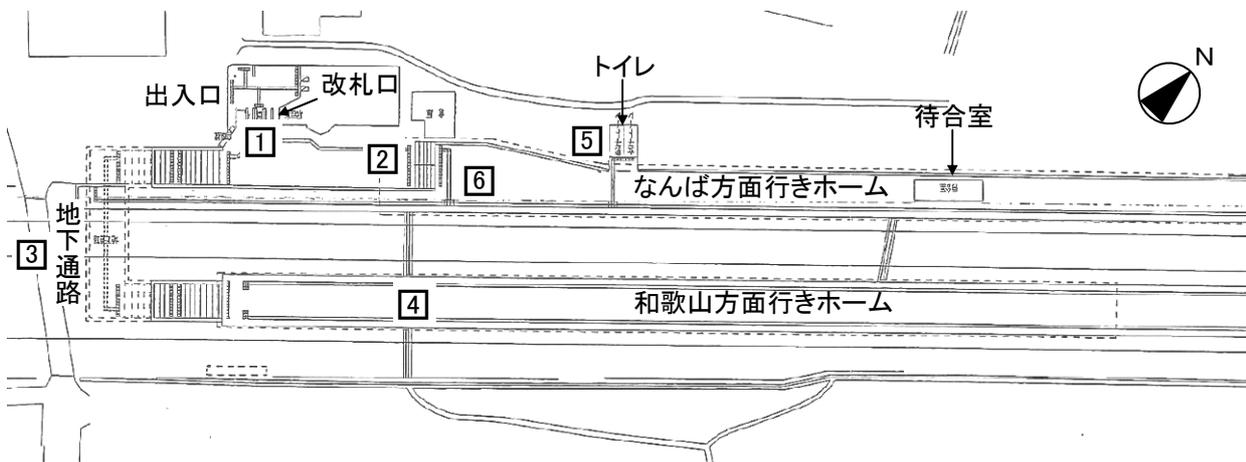
④ 和歌山方面行きホームの舗装面の継ぎ目をなくしてほしい。



⑤ 障害者や乳幼児連れの人でも使用できるようなトイレにしてほしい。



⑥ 聴覚障害者にもわかりやすいよう、電光掲示板を大きく目のつくところにつけてほしい。



## 2) 駅舎前の広場

駅舎前の広場については、舗装面と広場出入口の車止めに関する意見が多くなっています。特に車止めのために車いす使用者等のなかには、本駅にアクセスするのが困難なため、他駅を利用されている方もおられ、駅舎のバリアフリー化にあわせ、車いす使用者等も円滑に安全に通行できる通路の確保が求められます。

また、看板・案内板・ベンチといった施設に関する意見も出ています。

表 駅舎前の広場に関する意見の要旨

| 意見の要旨  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いすも通行できるよう、広場の出入口にある、車止めや看板、花壇の位置・間隔を変えてほしい。【写真①②】</li> <li>・ 植栽の根による盛り上がりなど、舗装面の凸凹をなくしてほしい。【写真③】</li> <li>・ グレーチングの穴を小さくしてほしい。グレーチングの隙間同士の段差をなくしてほしい。</li> <li>・ 出入口や公衆電話まで点字ブロックをつけてほしい。</li> <li>・ ベンチや案内板を新しくしてほしい。</li> </ul> |

図 駅舎前の広場に関する意見の要旨

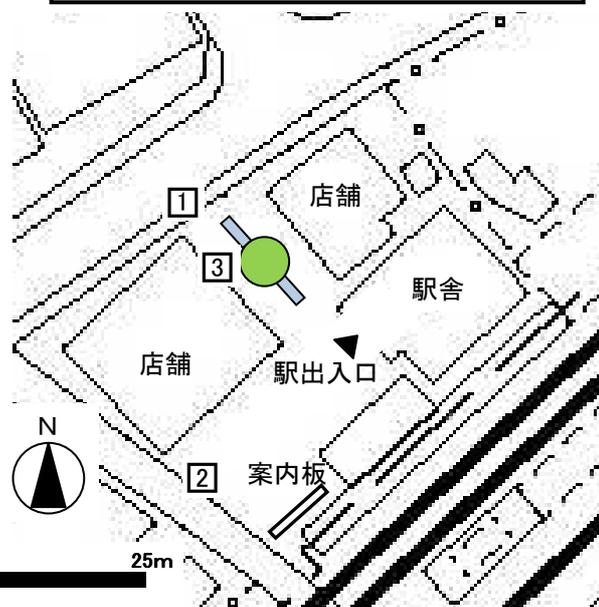
① 広場の出入口にある、車止めや花壇の位置・間隔を変えてほしい。



② 広場の出入口にある、車止めの位置・間隔を変えてほしい。



③ 植栽の根による舗装が盛り上がりなど、舗装面の凸凹をなくしてほしい。



### ③道路

#### 1) 市道羽倉崎開発4号線、駅舎の西側道路

市道羽倉崎開発4号線については、段差に関する意見が多い傾向にあります。また、溝蓋の凹凸を指摘する意見も出ています。駅舎の西側道路については、主に舗装面と幅の狭さに関する意見が出ています。

表 市道羽倉崎開発4号線、駅舎の西側道路に関する意見の要旨

| 路線・施設名     | 意見の要旨  |
|------------|--|
| 市道羽倉崎開発4号線 | <ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の溝蓋や鉄板のガタツキ等をなくしてほしい。【写真①】</li> <li>道路に接する建築物(敷地)との段差をなくしてほしい。</li> <li>歩道の段差をなくしてほしい。</li> </ul> |
| 駅舎の西側道路    | <ul style="list-style-type: none"> <li>舗装面の凹凸や排水溝の蓋の飛び出しをなくしてほしい。【写真②】</li> </ul>  |
| 駅舎の西側道路の踏切 | <ul style="list-style-type: none"> <li>幅を拡げてほしい。</li> <li>線路の溝に車いす・ベビーカーの車輪が挟まらないようにしてほしい。【写真③】</li> </ul>                                 |

図 市道羽倉崎開発4号線、駅舎の西側道路に関する意見の要旨



## 2) 府道日根野羽倉崎線、主要地方道泉佐野岩出線

府道日根野羽倉崎線については、紀陽銀行羽倉崎支店から羽倉崎交差点までの歩道の狭さや凹凸について意見が出ています。また羽倉崎交差点やコミュニティバス停留所に関する意見も出ています。

主要地方道泉佐野岩出線については、羽倉崎交差点以東に関する意見が比較的多く出ています。羽倉崎交差点以東については、舗装面の凹凸や段差、施設に関する意見が多いですが、羽倉崎交差点以西については歩道幅に関する意見が出ています。

表 府道日根野羽倉崎線、主要地方道泉佐野岩出線に関する意見の要旨

| 路線名         | 場所               | 意見の要旨  |
|-------------|------------------|--|
| 府道日根野羽倉崎線   | 紀陽銀行羽倉崎支店～羽倉崎交差点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両側に歩道をつけてほしい。</li> <li>・ 東側(なんば側)の歩道の幅を拡げてほしい。また舗装面の凹凸をなくしてほしい。【写真①】</li> <li>・ 西側(和歌山側)の歩行の妨げとなっているガードレール等を移動してほしい。</li> <li>・ 紀陽銀行羽倉崎支店からセブンイレブンに渡る横断歩道に信号をつけてほしい。【写真②】</li> </ul>                            |
|             | 羽倉崎交差点           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横断歩道と歩道の段差をなくしてほしい。</li> <li>・ 東西方向の横断歩道にも歩行者用信号や音声案内、点字ブロックをつけてほしい。</li> </ul>   |
|             | コミュニティバス停留所      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電柱の陰に隠れているバス停を見えやすいところに移動してほしい。【写真③】</li> <li>・ 待合スペースが狭い。</li> </ul>   |
| 主要地方道泉佐野岩出線 | 泉佐野羽倉崎郵便局～羽倉崎交差点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道と敷地の間の段差をなくしてほしい。</li> <li>・ 歩道の舗装面の凹凸をなくしてほしい。</li> <li>・ 歩道の鉄板を平らにしたり、隙間をふさいでほしい。</li> <li>・ 歩道の真ん中にある電柱を移動してほしい。</li> <li>・ 水路交差部にあるガードレールを、子供が落ちないような柵にほしい。【写真④】</li> <li>・ 車両乗入れ部の傾斜をなくしてほしい。</li> </ul> |
|             | 泉佐野羽倉崎郵便局前       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 泉佐野羽倉崎郵便局から東西方向に横断歩道をつけてほしい。点字ブロックもつけてほしい。</li> <li>・ 歩道の傾斜をなくしてほしい。</li> </ul>   |
|             | 羽倉崎交差点～羽倉崎南交差点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道を拡げてほしい。【写真⑤】</li> </ul>  |

図 府道日根野羽倉崎線、主要地方道泉佐野岩出線に関する意見の要旨

① 府道日根野羽倉崎線東側(なんば側)の歩道の幅を拡げてほしい。また舗装面の凹凸をなくしてほしい。



② 紀陽銀行からセブンイレブンに渡る横断歩道に信号をつけてほしい。



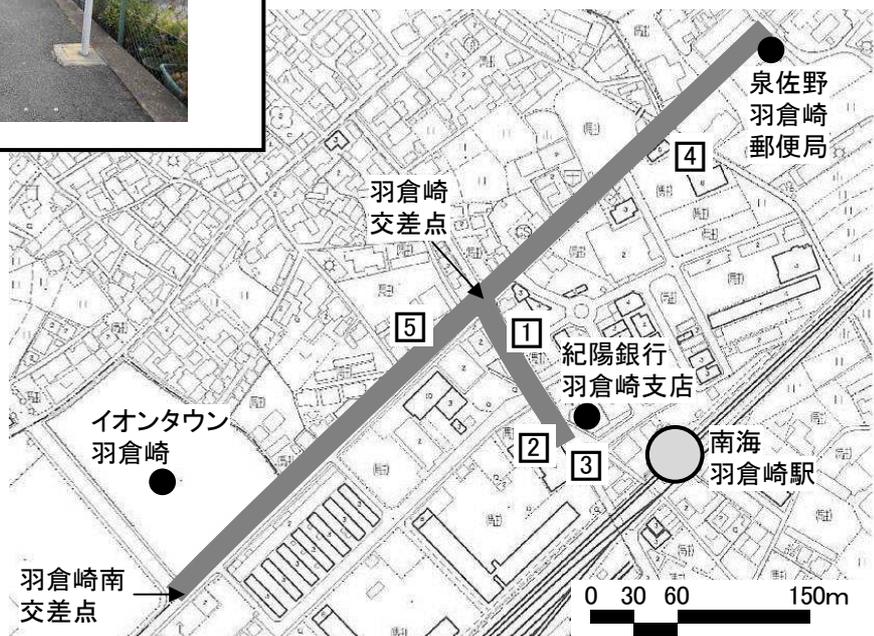
③ 電柱の陰に隠れているバス停を見えやすいところに移動してほしい。



④ 水路交差点にあるガードレールを、子供が落ちないように柵にしてほしい。



⑤ 主要地方道泉佐野岩出線の羽倉崎交差点以西の歩道を拡げてほしい。



### 3) 市道羽倉崎新安松線、市道高松東羽倉崎線、市道松原中町線

市道羽倉崎新安松線や市道高松東羽倉崎線については、歩道の幅や段差等に関する意見はなく、柵やグレーチングの設置などを求める意見が出ています。

市道松原中町線については、高架下の交差点に関する意見と、歩道のガードレール等が歩行の妨げになっているという意見が出ています。

表 市道羽倉崎新安松線道、高松東羽倉崎線、市道松原中町線に関する意見の要旨

| 路線名       | 意見の要旨   |
|-----------|---|
| 市道羽倉崎新安松線 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手すり沿いの電柱を移動してほしい。</li> <li>・ グレーチングをつけてほしい。【写真①】</li> </ul>                                      |
| 市道高松東羽倉崎線 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 田畑側に柵をつけてほしい。【写真②】農道脇の溝に蓋をしてほしい。</li> </ul>  |
| 市道松原中町線   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高架下の交差点の歩行者用信号は、横断歩道からも見やすくなるよう、移動してほしい。【写真③】</li> <li>・ ガードレールや車止めのポールを移動してほしい。【写真④】</li> </ul> |

図 市道羽倉崎新安松線、市道高松東羽倉崎線、市道松原中町線に関する意見の要旨

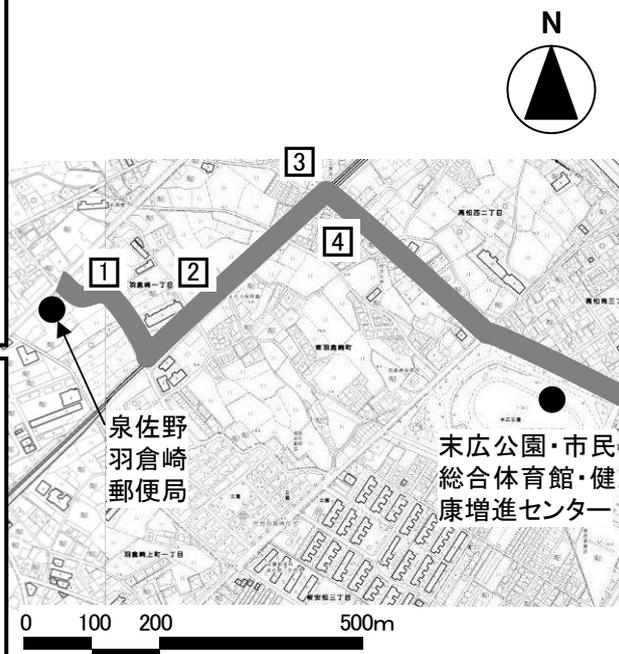


表 マナーに関する意見・主なところの写真

- ・ 歩道の上や横断歩道上の駐車・駐輪をなくしてほしい(紀陽銀行前)。
- ・ 狭い道を無理に通過する人が危ないので注意してほしい(南海羽倉崎駅西側の道路)。
- ・ 商品を店頭に並べないようにしてほしい(南海羽倉崎駅西側の道路)。
- ・ バイクは歩道を走らないでほしい(イオンタウン羽倉崎そば)。

施設出入口に駐輪



歩道上に駐車



写真 まち歩き調査、意見交換会の様子



### (3) 調査結果のとりまとめ

| 施設・路線名          | 意見の要旨(特に重要なもの)  |
|-----------------|---|
| 南海羽倉崎駅舎         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動改札口の幅を拡げてほしい。</li> <li>・ 券売機の下に、車いすが入れる部分をつくってほしい。</li> <li>・ なんば方面行きホームの階段にスロープをつけてほしい。手すりも低くしてほしい。点字ブロックの先にある柱を移動してほしい。</li> <li>・ 地下通路にエレベーターまたはエスカレーターをつけてほしい。手すりをなおしてほしい。舗装面の凸凹をなくしてほしい。</li> <li>・ 和歌山市方面行きホームに滑り止め等をつけてほしい。舗装面の継ぎ目もなくしてほしい。ホームの端に転落防止柵をつけてほしい。</li> <li>・ 障害者や乳幼児連れの人でも使用できるようなトイレにしてほしい。</li> <li>・ 聴覚障害者等のために、上り下り(なんば方面行き、和歌山市方面行き)の表示や電光掲示板を大きく目のつくところにつけてほしい。</li> </ul> |
| 南海羽倉崎駅舎前の<br>広場 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広場の出入口にある、車止めや看板、花壇の位置・間隔を変えてほしい。</li> <li>・ 舗装面の凸凹をなくしてほしい。</li> <li>・ ベンチや案内板を新しくしてほしい。</li> </ul>   |
| 市道羽倉崎開発4号線      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道の溝蓋や鉄板のガタツキ等をなくしてほしい。</li> <li>・ 道路に接する建築物(敷地)との段差をなくしてほしい。</li> </ul>   |
| 府道日根野羽倉崎線       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東側(なんば側)の舗装面の凹凸をなくしてほしい。</li> <li>・ 西側(和歌山側)のガードレール等を移動してほしい。</li> <li>・ 羽倉崎交差点の横断歩道と歩道の段差をなくしてほしい。東西方向の横断歩道にも歩行者用信号や音声案内、点字ブロックをつけてほしい。</li> <li>・ バス停を見えやすいところに移動してほしい。</li> </ul>   |
| 主要地方道泉佐野岩出線     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道と敷地との段差をなくしてほしい。舗装面の凹凸をなくしてほしい。</li> <li>・ 歩道の真ん中にある電柱を移動してほしい。</li> <li>・ 水路交差部にあるガードレールを、子供が落ちないような柵にほしい。</li> </ul>   |
| 市道羽倉崎新安松線       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グレーチングをつけてほしい。</li> </ul>  |
| 市道松原中町線         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガードレールや車止めのポールを移動してほしい。</li> </ul>   |

## 5. 重点整備地区の設定

### (1) 生活関連施設の設定

生活関連施設は、南海羽倉崎駅周辺に立地する主な施設のうち、アンケート調査結果から、高齢者・障害者の方の利用頻度の高いと判断された、下記の6施設を設定します。

表 生活関連施設

|                         |             |             |
|-------------------------|-------------|-------------|
| ・ 南海羽倉崎駅                | ・ イオンタウン羽倉崎 | ・ 紀陽銀行羽倉崎支店 |
| ・ 泉佐野羽倉崎郵便局             | ・ イズミヤ泉佐野店  |             |
| ・ 末広公園・市民総合体育館・健康増進センター |             |             |

参考表 生活関連施設の定義

高齢者・障害者の方々が日常生活又は社会生活において利用する施設であり、かつ、各施設相互間の移動が通常徒歩で行われることとする。生活関連施設のうち施設の利用状況等、地域の実情を勘案し選定する。(移動等円滑化の促進に関する基本方針)。選定された施設間を結ぶ経路を生活関連経路(または準生活関連経路)と設定する。

### (2) 生活関連経路の設定

生活関連施設を結ぶ生活関連経路は、高齢者、障害者等の歩行が多いなど、整備効果の大きい、以下の路線を設定します。

準生活関連経路は駅から比較的遠かったり、自動車の利用者数が多いなどといった施設を結ぶ路線であり、かつ市街化などの状況により、移動等円滑化基準を十分に満足する整備を行うことが困難な路線を設定します。

表 生活関連経路の設定

| 本市における生活関連経路の種類 | 生活関連施設を結ぶルート<br>[道路名]  |
|-----------------|--|
| 生活関連経路          | 南海羽倉崎駅～紀陽銀行羽倉崎支店<br>～イオンタウン羽倉崎／泉佐野羽倉崎郵便局<br>[市道羽倉崎開発4号線～府道日根野羽倉崎線～主要地方道泉佐野岩出線] |
| 準生活関連経路         | 南海羽倉崎駅～紀陽銀行羽倉崎支店～イズミヤ泉佐野店<br>[市道羽倉崎開発4号線～府道日根野羽倉崎線]                            |
| 準生活関連経路         | 南海羽倉崎駅～末広公園・市民総合体育館・健康増進センター<br>[主要地方道泉佐野岩出線～市道高松東羽倉崎線～市道羽倉崎新安松線～市道松原中町線]      |

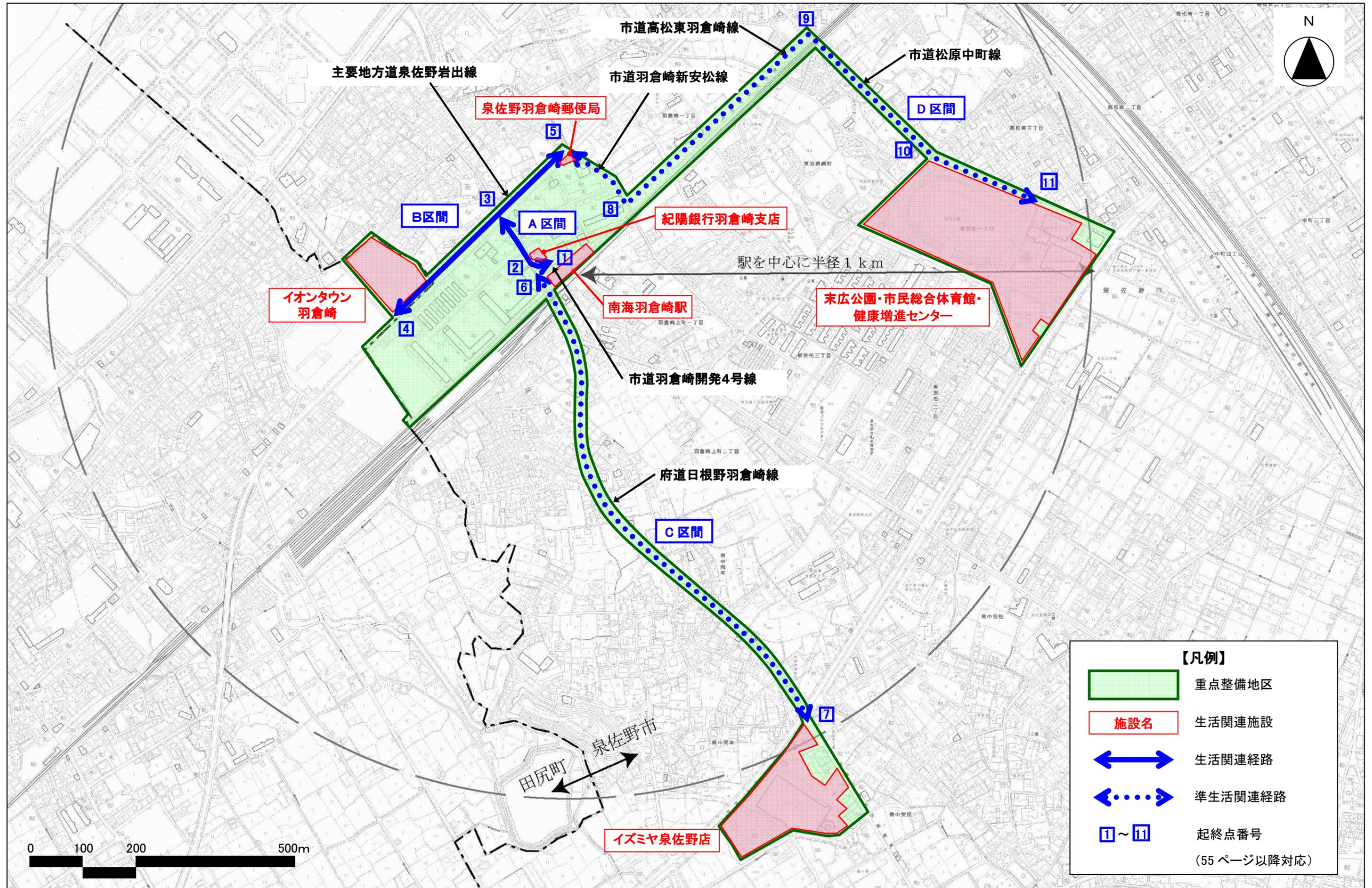
参考表 本市における生活関連経路の種類と定義

| 本市における生活関連経路の種類 | 定 義   |
|-----------------|---|
| 生活関連経路          | 生活関連施設を相互に結ぶ経路であって、移動等円滑化基準を既に満たしている経路、あるいは今後満たすような整備を目指す道路 |
| 準生活関連経路         | 移動等円滑化基準を満たすような整備は当面困難だが、生活関連経路に準ずる経路として位置づけることが必要な道路       |

### (3) 重点整備地区の設定

先で設定した生活関連施設及び生活関連経路・準生活関連経路を含む次ページの区域を、重点整備地区とします。

図 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路・準生活関連経路



## 第4章 南海羽倉崎駅周辺地区バリアフリー基本構想

### 1. 整備の基本方針

高齢者、障害者等をはじめ、全ての人が安全で円滑に移動し、快適に利用できるよう、鉄道駅、道路・交差点、建築物、公園等の整備を行い、移動等の円滑化を図ります。

整備にあたっては、関連する基準やガイドライン等を基本とすることはもちろんのこと、アンケート調査やタウンウォッチングなどの意見を踏まえて、特定事業を定め、実施していきます。

また特定事業以外にも、移動等円滑化のために必要な取り組みを行っていきます。

表 特定事業の種類(本市で定めるもののみ整理)

| 特定事業の項目   | 事業内容   |
|-----------|--|
| ①公共交通特定事業 | 旅客施設や車両などの公共交通施設でのバリアフリー化を図る事業                           |
| ②道路特定事業   | 歩道の拡幅、歩車道分離、道路の平坦性確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などの歩行空間のバリアフリー化を図る事業 |
| ③交通安全特定事業 | 交差点や歩道においてバリアフリー化のために移動の安全性向上を図る事業                       |
| ④建築物特定事業  | 建築物等のバリアフリー化のために必要な整備に関する事業                              |
| ⑤都市公園特定事業 | 都市公園のバリアフリー化のために必要な整備に関する事業                              |

また、それぞれの事業の実施については、基本構想の目標年次を踏まえ、以下の3つの整備時期区分を定めるものとします。

表 整備時期の区分

| 整備時期の区分 | 事業内容                           |
|---------|--------------------------------|
| A (短期)  | 計画期間開始年度(平成 25 年度)に、ただちに着手する事業 |
| B (中期)  | 平成 28 年度までに着手する事業              |
| C (長期)  | 平成 32 年度までに着手する事業              |

## 2. 特定事業等による整備

### (1) 公共交通特定事業

#### ①南海羽倉崎駅

##### <基本方針>

高齢者、障害者等をはじめ、全ての人々が安全で移動しやすく、また快適に利用できるよう、駅舎施設の改良を行います。

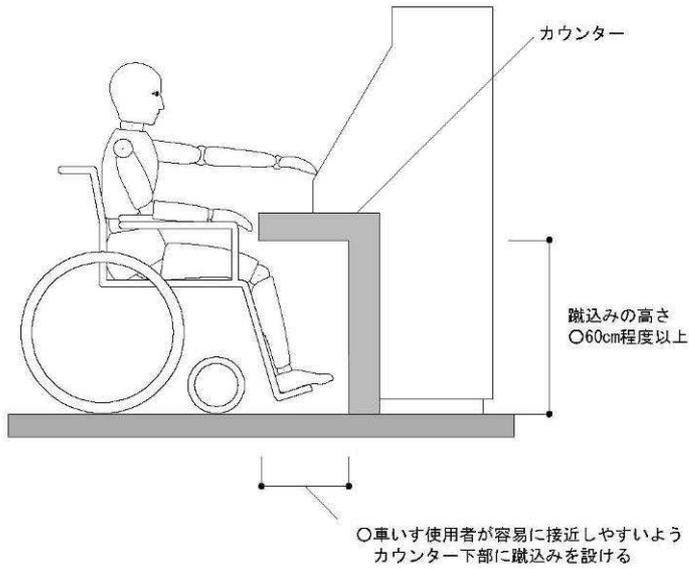
特に、エレベーターの設置といった利用者の垂直移動が円滑にできるような設備の整備を進めていきます。

##### <事業内容>

##### ■南海羽倉崎駅の駅舎

| 箇所等                        | 整備内容   | 事業者  | 整備時期 | 備考                        |
|----------------------------|--|------|------|---------------------------|
| 改札口                        | 改札口の改良(拡幅自動改札口の整備)                               | 南海電鉄 | A    |                           |
| 券売機                        | 券売機の改良(蹴込みの確保等)                                  | 南海電鉄 | A    |                           |
| 移動経路                       | エレベーターの設置  | 南海電鉄 | A    |                           |
| プラットホーム<br>階段(なんば<br>方面行き) | スロープの設置  | 南海電鉄 | A    |                           |
|                            | 手すりの設置   | 南海電鉄 | A    |                           |
| プラットホーム<br>(共通)            | 舗装面の改修   | 南海電鉄 | A    | 転落防止柵の措置については長期的に検討       |
|                            | 視覚障害者誘導用ブロック(内方線の位置、乗車位置の表示等)の改善                 | 南海電鉄 | A    |                           |
| 階段・地下道                     | 手すりの改修   | 南海電鉄 | A    |                           |
|                            | 舗装面の改修   | 南海電鉄 | A    |                           |
|                            | 滑り止めの改修(階段明度差の設置)                                | 南海電鉄 | A    |                           |
| トイレ                        | 多機能トイレの設置  | 南海電鉄 | A    |                           |
|                            | トイレの改良(男女別の区分・入口幅確保・段差の解消・手すり付き腰掛式便器の設置・洗面器の改良等) | 南海電鉄 | A    |                           |
| 誘導案内・情報施設                  | 視覚障害者誘導用ブロックの改良(一部整備・位置の改良等)                     | 南海電鉄 | A    |                           |
|                            | ピクトグラム・点字等による案内表示の充実、筆談器の設置                      | 南海電鉄 | A    | 音響案内や、電車接近表示機等については長期的に検討 |

図 券売機（蹴込み部あり）のイメージ



出典：公共機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編））

図 多機能トイレのイメージ

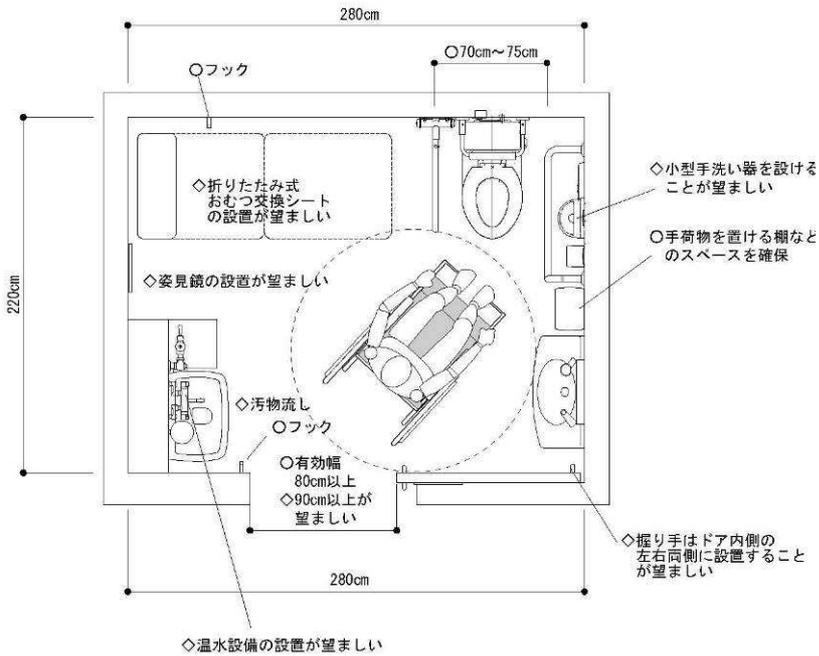


図 オストメイト対応水洗器具のイメージ



出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

出典：公共機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編））

南海羽倉崎駅の駅舎前の広場（南海電鉄の敷地）については、駅舎にアクセスしやすく、安全に移動ができる空間とします。

■南海羽倉崎駅舎前の広場

| 整備箇所                   | 整備内容   | 事業者  | 整備時期 | 備考                                      |
|------------------------|--------|------|------|---|
| 移動経路(駅舎から市道羽倉崎開発4号線まで) | 舗装面の改良 | 南海電鉄 | A    | 広場全体の舗装面やベンチ・照明施設・情報案内施設の改良については長期的に検討。 |
| 出入口(市道接道部)             | 車止めの改良 | 南海電鉄 | A    |   |

②コミュニティバス

<基本方針>

高齢者、障害者等をはじめ、全ての人々が利用しやすいよう、コミュニティバスの停留所の改善を行います。

<事業内容>

| 箇所等  | 整備内容           | 事業者  | 整備時期 | 備考 |
|------|----------------|------|------|----|
| 案内情報 | バス案内標識設置位置の移動等 | 泉佐野市 | A    |    |

## (2) 道路特定事業及び交通安全特定事業

### <基本方針>

高齢者、障害者等をはじめ、全ての人々が安全で安心して移動できるような道路整備（改良）を行います。ただし、周辺の宅地化の状況等から、移動等円滑化基準を満たせない道路については、当面できる安全対策を中心とした整備を行います。

あわせて、交通安全施設の整備を行います。

### <事業内容>

注：起点、終点の番号は50ページの図参照

#### ■市道羽倉崎開発4号線【生活関連経路】

| 区間         |                | 整備内容                     | 事業者  | 整備時期 | 備考 |
|------------|----------------|--------------------------|------|------|----|
| 起点         | 終点             |                          |      |      |    |
| ① 南海羽倉崎駅北側 | ② 府道日根野羽倉崎線交差部 | 歩道改良（舗装面・溝蓋の改善等）         | 泉佐野市 | A    |    |
|            |                | 横断歩道に接続する歩道等縁端の切り下げ段差の改善 | 泉佐野市 | A    |    |

#### ■府道日根野羽倉崎線【生活関連経路】

| 区間              |          | 整備内容                 | 事業者 | 整備時期 | 備考 |
|-----------------|----------|----------------------|-----|------|----|
| 起点              | 終点       |                      |     |      |    |
| ② 市道羽倉崎開発4号線交差部 | ③ 羽倉崎交差点 | 歩道改良（段差・舗装面・水路敷きの改善） | 大阪府 | B    |    |
|                 |          | 視覚障害者誘導用ブロックの整備      |     |      |    |
|                 |          | ガードレールの改善（和歌山側歩道）    | 大阪府 | A    |    |
|                 |          | 電柱等の移設の検討            | 管理者 | B    |    |

#### ■府道日根野羽倉崎線【準生活関連経路】

| 区間              |         | 整備内容                 | 事業者 | 整備時期 | 備考 |
|-----------------|---------|----------------------|-----|------|----|
| 起点              | 終点      |                      |     |      |    |
| ② 市道羽倉崎開発4号線交差部 | ⑥ 踏切北   | 歩道改良（段差・舗装面・水路敷きの改善） | 大阪府 | B    |    |
|                 |         | 視覚障害者誘導用ブロックの整備      |     |      |    |
| ⑥ 踏切南           | ⑦ 岡本交差点 | 側溝蓋の設置               | 大阪府 | B    |    |

■主要地方道泉佐野岩出線【生活関連経路】

| 区間            |                        | 整備内容  | 事業者 | 整備時期 | 備考 |
|---------------|------------------------|---|-----|------|----|
| 起点            | 終点                     |   |     |      |    |
| ④ 羽倉崎南<br>交差点 | ⑤ 市道羽倉<br>崎新安松線交<br>差部 | 歩道の改良(段差解消・舗<br>装面の改善)                          | 大阪府 | B    |    |
|               |                        | 視覚障害者誘導用ブロッ<br>クの整備                             |     |      |    |
|               |                        | 転落防止柵の改善(河川<br>部)                               | 大阪府 | A    |    |
|               |                        | 電柱等の移設の検討                                       | 管理者 | B    |    |
|               |                        | 羽倉崎交差点の改良(横<br>断歩道に接続する歩道等<br>縁端の切り下げ段差の改<br>善) | 大阪府 | B    |    |
|               | 羽倉崎交差点音響式信号<br>機の設置の検討 | 公安委員<br>会                                       | B   |      |    |

■市道羽倉崎新安松線【準生活関連経路】

| 区間                       |                        | 整備内容                | 事業者  | 整備時期 | 備考 |
|--------------------------|------------------------|---------------------|------|------|----|
| 起点                       | 終点                     |                     |      |      |    |
| ⑤ 主要地方<br>道泉佐野岩出<br>線交差部 | ⑧ 市道高松<br>東羽倉崎線交<br>差部 | 水路蓋(グレーチング等)<br>の設置 | 泉佐野市 | A    |    |

■市道高松東羽倉崎線【準生活関連経路】

| 区間                     |                  | 整備内容                 | 事業者 | 整備時期 | 備考 |
|------------------------|------------------|----------------------|-----|------|----|
| 起点                     | 終点               |                      |     |      |    |
| ⑧ 市道羽倉<br>崎新安松線交<br>差部 | ⑨ 市道松原<br>中松線交差部 | (概ね基準が満たされ<br>ています。) | —   | —    |    |

■市道松原中町線【準生活関連経路】

| 区間              |                 | 整備内容                 | 事業者  | 整備時期 | 備考 |
|-----------------|-----------------|----------------------|------|------|----|
| 起点              | 終点              |                      |      |      |    |
| ⑨市道松原<br>中松線交差部 | ⑩市道上町<br>末松線交差部 | 歩道の改良(舗装面・段差、幅員の改善等) | 泉佐野市 | B    |    |
|                 |                 | ガードレールの改善            | 泉佐野市 | B    |    |
|                 |                 | 電柱等の移設の検討            | 管理者  | B    |    |
| ⑩市道上町<br>末松線交差部 | ⑪健康増進<br>センター入口 | 電話ボックスの移設の検討         | 管理者  | B    |    |

### (3) 建築物特定事業等

#### <基本方針>

高齢者、障害者等をはじめ、すべての人々が安全かつ円滑に施設を利用できることを目指し、敷地内及び建物内のバリアフリー化の整備を推進していきます。

本地区における生活関連施設は、建設時の法令等の基準を満たしており、なかには改善を行い、バリアフリー化を図られた施設もあります。しかし、法令等の基準が改正されたことにより、一部ですが現行の基準を満たしていない状況があります。

このため、新築、増築・用途変更等をする際などに現行法令等の規定する範囲において基準に適合した改善が望まれます。

#### <整備内容>

| 対象施設名称               | 整備が望まれる内容   |
|----------------------|---|
| 健康増進センター／<br>市民総合体育館 | ・トイレの多機能化(オストメイト対応洗浄器具の設置)  |
| イオンタウン羽倉崎            | ・トイレの多機能化(オストメイト対応洗浄器具の設置)  |
| イズミヤ泉佐野店             | ・視覚障害者用誘導ブロックの設置<br>・点字等による案内の設置<br>・トイレの多機能化(オストメイト対応洗浄器具の設置)<br>・エレベーターの視覚障害者用、聴覚障害者用対応<br>(音声案内・点字案内等) |
| 紀陽銀行羽倉崎支店            | ・車いす利用者用駐車場の確保<br>・視覚障害者用誘導ブロックの設置  |

#### 【バリアフリー化の状況】

- ・イズミヤ泉佐野店、紀陽銀行羽倉崎支店、市民総合体育館はバリアフリーに関する法令等の施行以前に建設され、自主的にバリアフリー化が図られています。
- ・イオンタウン羽倉崎、健康増進センターは建設当時の法令等の基準を満たしています。
- ・いずれの施設も現行の法令等の基準の施行前に整備されています。

#### <参考>

泉佐野羽倉崎郵便局は、法・条例の適用義務はありません。従って、生活関連施設ではあるものの建築物特定事業には位置づけませんが、アンケート調査で高齢者・障害者の利用が多かったことから、今後、バリアフリー化が期待されます。

| 対象施設名称    | 整備が期待される内容                                 |
|-----------|--|
| 泉佐野羽倉崎郵便局 | ・車いす利用者用駐車場の確保<br>・敷地内通路の視覚障害者用誘導ブロックの設置 等 |

### (4) 都市公園特定事業

#### <基本方針>

現在、末広公園は、現在、概ね基準が満たされているため、適切な維持管理を進めていきます。

#### <事業内容>

##### ■末広公園

| 整備箇所 | 整備内容             | 整備時期 | 備考 |
|------|------------------|------|----|
| 末広公園 | (概ね基準が満たされています。) | —    |    |

### 3. 心のバリアフリーに関する取り組み

高齢者・障害者等の移動等円滑化を実現するためには、施設のハード整備だけではなく、ソフト面での取り組みが必要です。特に、バリアフリー化の重要性や高齢者・障害者等に対する理解を深め、行動につなげる「心のバリアフリー」を進めることが重要です。

このため、行政が取り組むことはもちろんのこと、市民及び事業者が協力して取り組みを推進していきます。

#### ①市民

道路上での違法駐車・違法駐輪や商品等の道路上のはみ出しは、高齢者、障害者等にとってはもちろん、一般の歩行者にとっても通行の障害になります。また、交通ルールやマナーを守らない自動車・自転車や強引な歩行通行等は、高齢者、障害者等に危険を感じさせます。

また、高齢者、障害者等をはじめ、誰もが安心・安全に外出できるよう、適切な場に応じて声がけや手助けをしていくことが求められます。

これらは、市民一人ひとりの心がけと日常的な行動を改善していくことが大切です。

図 心のバリアフリー(みんなが支え合うための取り組み)

#### ■みんなが安心・安全なまちに

違法駐車・違法駐輪や交通ルール・商品等の道路上のはみ出しなど、通行の障害となるようなことはやめましょう。

視覚障害者誘導用ブロックの上に荷物を置かないなど、施設・設備が、それを必要とする人が適切に使われるように、配慮しましょう。



#### ■困った様子の人を見かけたら、まずは「ひと声」かけてみましょう。

「お手伝いしましょうか。」「どうしましたか。」など、思い切って「ひと声」かけてみましょう。

そして、相手の方が、何を手伝ってほしいのかを聞いたうえで、お手伝いをしましょう。



#### ■障害者のこと、バリアフリーのサイン・マークなどを知りましょう。

肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害、精神障害など、障害は様々で、障害により困ることや手助けしてほしいことは異なるため、障害について深く知ることも大切です。

また、まちで見かけるバリアフリーのサイン・マークを知りましょう。



耳マーク

自分が、耳が不自由であることを示すマーク。配慮を求めるときなどに使われます。

## ②事業者（各施設管理者）

公共交通施設や建築物等の所有者・運営者等の各施設の管理者は、配慮のゆき届いた高齢者、障害者等への対応や介助の充実、利用者への啓発活動など、利用者の立場に立ってさらなる取り組みを進めていくことが大切です。

## ③行政

心のバリアフリーは、高齢者、障害者等が社会生活を行ううえで障害となる様々な問題等について理解することからはじまります。

このため、『バリアフリー基本構想』及び整備状況、タウンウォッチングやアンケート調査で指摘された心のバリアフリーに関する問題点等を市民に広く公開していくとともに、出前講座等を行い、バリアフリーのまちづくりの啓発活動を行っていきます。

また、庁内関係部局と連携しながら、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する知識・理解を深めるため、広報・啓発活動の充実と福祉教育の推進等を図っていきます。

### 参考表 行政による心のバリアフリーに関する取り組み

#### ■基本構想及び整備状況等の公開

基本構想及び整備状況等については、市の広報紙・ホームページ等多種多様な広報媒体を用いて、より多くの市民に公開していきます。また、心のバリアフリーに関する情報も発信していきます。

#### ■出前講座の開催

泉佐野市出前講座「かがやき」を通して、市民のバリアフリーのまちづくりに関する知識・理解を深めるための啓発活動を行っていきます。

（参考：現在実施している講座メニュー「バリアフリーのまちづくりについて」）

#### ■広報・啓発活動の充実と、福祉教育の推進

市民や事業者など様々な主体に対し、市の広報紙・ホームページ、イベント・行事・講座等、様々な機会を通して、バリアフリーやユニバーサルデザインの普及・啓発に取り組んでいきます。

また、学校園教育や社会教育の場等で、福祉教育を進めていきます。

## 第5章. 今後の取り組み

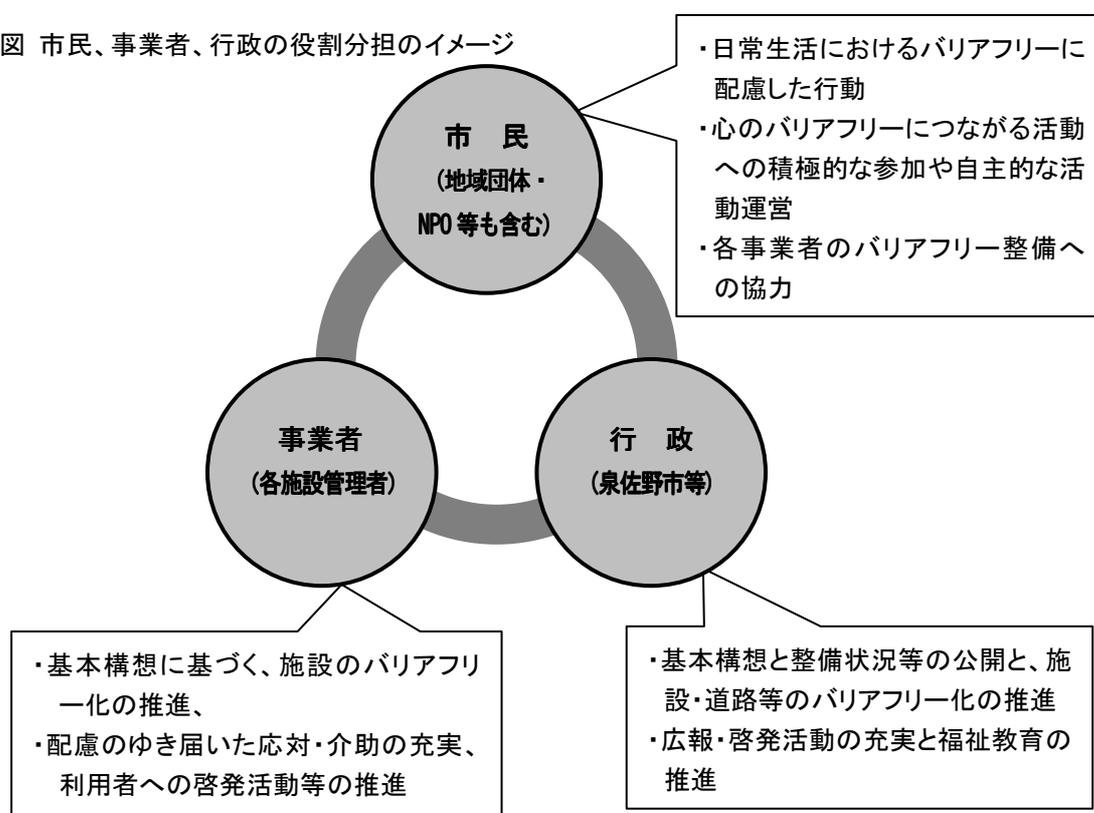
### (1) 計画の進行と管理

#### ①市民、事業者、行政の役割分担と連携

本基本構想の実現に向けては、市民、事業者、行政が連携を図りながら特定事業等を推進していくことが重要です。

このため、各主体がそれぞれの役割分担を踏まえ、相互に協力・連携に努めるものとします。

図 市民、事業者、行政の役割分担のイメージ



#### ②基本構想のスパイラルアップ

本基本構想に基づくバリアフリー化を円滑にかつ確実に進めていくため、「構想・計画 (Plan)」「実施 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Action)」のPDCAサイクルを運用し、段階的・継続的にバリアフリー化を進めていきます。

また、今後、高齢化のさらなる進行や障害者等を取り巻く生活環境の変化等により、社会状況の変化やバリアフリーに関するニーズの多様化が予測されます。

現在、本市では、平成20年3月に、JR日根野駅周辺地区を重点整備地区とする『泉佐野市バリアフリー基本構想』を策定した後、高齢者、障害者等をはじめとする

市民参画のもと、『泉佐野市バリアフリー推進連絡会』を組織し、バリアフリー整備に対する進行管理や成果評価などの検証を行ってきました。このため、本地区においても同様の取り組みを進めていきます。

また、必要に応じて、本基本構想の見直しを行っていくことも検討します。

## (2) 基本構想の実現に向けて

### ①バリアフリーの点・線から面への展開

本基本構想においては、生活関連施設（点）、生活関連経路（線）を含む地区を重点整備地区（面）と設定して、地区内の主要施設のバリアフリー化を推進すべく、生活関連施設や生活関連経路等について特定事業を計画しました。

今後は、これら点や線のバリアフリー化を地区全体のまちづくり（面）へと拡大していくことが望めます。このため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、協働により取り組みを進め、「バリアのないまちづくり」を展開していくことを目指します。

### ②ユニバーサルデザインのまちづくり

国土交通省は、平成 17 年 7 月に「ユニバーサル政策大綱」を策定し、21 世紀の社会資本・交通の整備において「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方を方向づけました。

本基本構想の実現を図る際にも、この考え方を踏まえ、ハード面での総合的なバリアフリー化を積極的に進めていくとともに、ソフト面でも更なる取り組みを実施していき、本基本構想の基本目標『あらゆるバリアのないハートフルタウン泉佐野』の実現を目指します。

## 1. 本基本構想の策定の経過

### (1) 泉佐野市バリアフリー基本構想策定協議会の概要

#### ①泉佐野市バリアフリー基本構想策定協議会要綱

##### (設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の規定に基づき、移動の円滑化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区（以下「重点整備地区」という。）における基本構想の策定を行うため、泉佐野市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という）を設置する。

##### (所掌事項)

第2条 協議会は、重点整備地区を選定し、その地区におけるバリアフリー化の方針及び実施する事業等を内容とする基本構想を検討する。

##### (組織)

第3条 協議会は、委員22名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。ただし、専門的意見を聴取するために、アドバイザーとして国及び大阪府の職員を加えることができる。

- (1) 学識経験者
  - (2) 高齢者団体を代表する者
  - (3) 障害者団体を代表する者
  - (4) 地域住民を代表する者
  - (5) 公共的団体を代表する者
  - (6) 道路管理者
  - (7) 公安委員会
  - (8) 公共交通事業者
  - (9) 泉佐野市職員
  - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
2. 委員の任期は、基本構想策定までとする。

##### (会長)

第4条 会長は、委員の互選によりこれを定める。

2. 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
3. 会長に事故あるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、第1回協議会は、市長が招集するものとする。

2. 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
3. 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は、公開する。ただし、協議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しない。

(1) 泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2. 協議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。
3. 会長は、会議を非公開とした場合、その理由を示さなければならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、都市整備部都市計画課に置く。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成24年7月15日から施行する。

## ②泉佐野市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

表 泉佐野市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

| 分野     | 職名                         | 氏名                   |        |
|--------|----------------------------|----------------------|--------|
| 委員     | 学識経験者                      | 和歌山大学システム工学部 教授      | 足立 啓   |
|        |                            | 大阪体育大学健康福祉学部 教授      | 和田 隆夫  |
|        |                            | 大阪工業大学工学部 准教授        | 林田 大作  |
|        | 高齢者団体                      | 泉佐野市長生会連合会 会長        | 岡本 勇   |
|        | 障害者団体                      | 泉佐野市身体障害者福祉会 会長      | 東谷 寛治  |
|        |                            | 泉佐野障害児(者)を守る会 会長     | 坂本 満里  |
|        |                            | 三枝会家族会 会長            | 福地 眞一  |
|        | 福祉関係団体                     | 泉佐野市社会福祉協議会 会長       | 冠 士朗   |
|        | 地域住民団体                     | 羽倉崎町内会 会長            | 田端 保宣  |
|        | 公共的団体                      | 公益社団法人泉佐野市人権協会 常務理事  | 西口 誠行  |
|        | 道路管理者                      | 大阪府岸和田土木事務所建設課長      | 松本 次朗  |
|        | 公安委員会                      | 大阪府泉佐野警察署交通課長        | 丸山 裕   |
|        | 公共交通事業者                    | 南海電気鉄道(株)鉄道営業本部統括部課長 | 上畑 直人  |
|        |                            | 南海ウイングバス南部(株) 取締役支配人 | 野沢 建央  |
|        | 田尻町                        | 事業部長                 | 田伏 泰久  |
|        | 泉佐野市                       | 都市整備部長(第1回まで)        | 松下 義彦  |
|        |                            | 〃 (第2回以降)            | 近藤 幸信  |
|        |                            | 市長公室まちづくり調整担当理事      | 鳥井 昭宏  |
|        |                            | 市長公室人権推進担当理事         | 勘六野 正治 |
| 生活産業部長 |                            | 高島 晃                 |        |
| 健康福祉部長 |                            | 上野 正一                |        |
| こども部長  |                            | 八島 弘之                |        |
| アドバイザー | 国土交通省近畿運輸局交通環境部消費者行政情報課長   | 下地 剛                 |        |
|        | 国土交通省近畿地方整備局建政部住宅整備課長      | 石橋 隆史                |        |
|        | 大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課主任専門員 | 鈴木 博文                |        |

## (2) 泉佐野市バリアフリー基本構想策定連絡会議の概要

### ①泉佐野市バリアフリー基本構想策定連絡会要綱

#### (設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。）の規定に基づき、移動の円滑化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区（以下「重点整備地区」という。）における基本構想の策定を行うため、庁内関係部署が相互に連携し検討することを目的として、泉佐野市バリアフリー基本構想策定連絡会議（以下「連絡会議」という）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に挙げる事項を所掌する。

- (1) 重点整備地区における基本構想の策定に関する調査及び協議に関すること。
- (2) 重点整備地区における移動の円滑化を促進するための事業及び施策に関すること。
- (3) その他、重点整備地区における基本構想の策定に関する必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 連絡会議は別表に掲げる職にある者により構成するものとする。

2. 会長は都市整備部長、副会長は、市長公室まちづくり調整担当理事の職にある者をもって充てる。
  - (1) 連絡会議の議長は、会長とする。
  - (2) 会長は、連絡会議の会務を総理し、連絡会議を代表する。
  - (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代理し、又はその職務を代行する。
3. 必要に応じて、部会を設置できるものとする。
4. 必要に応じて、別表以外の者を会議に参加させることができるものとする。

#### (連絡会議の開催)

第4条 連絡会議は、必要に応じて会長が召集するものとする。

2. 第3条別表に掲げる者が都合により出席できない場合、代理の者が出席することができる。

#### (事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、都市計画課に置く。

#### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する必要な事項は、連絡会議において協議し、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月5日から施行する。

## ②泉佐野市バリアフリー基本構想策定連絡会議委員名簿

表 泉佐野市バリアフリー基本構想策定連絡会議委員名簿

| 職 名               | 連絡協議会役職 |
|-------------------|---------|
| 都市整備部長            | 会長      |
| 市長公室まちづくり調整担当理事   | 副会長     |
| 市長公室人権推進担当理事      |         |
| 生活産業部長            |         |
| 健康福祉部長            |         |
| こども部長             |         |
| 市長公室 政策推進課長       |         |
| 市長公室 人権推進課長       |         |
| 都市整備部 道路公園課長      |         |
| 都市整備部 道路公園担当参事    |         |
| 都市整備部 都市計画課長      |         |
| 都市整備部 建築住宅課建築担当参事 |         |
| こども部 子育て支援課長      |         |
| 健康福祉部 障害福祉総務課長    |         |
| 健康福祉部 高齢介護課長      |         |

### (3) 泉佐野市バリアフリー基本構想策定の経過

表 泉佐野市バリアフリー基本構想策定の経過

| 日時                               | 会議・調査等        | 内容   |
|----------------------------------|---------------|--|
| 平成 24 年<br>7 月 5 日               | 第1回<br>連絡会議   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・泉佐野市バリアフリー基本構想策定要綱について</li> <li>・策定スケジュールについて</li> <li>・バリアフリー法について</li> <li>・泉佐野市の概況について</li> <li>・泉佐野市のバリアフリー基本方針について</li> <li>・南海電鉄羽倉崎駅の現況調査報告</li> <li>・アンケート調査の実施について</li> </ul>                |
| 平成 24 年<br>7 月 19 日              | 第1回<br>協議会    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員紹介</li> <li>・泉佐野市バリアフリー基本構想策定要綱について</li> <li>・策定スケジュールについて</li> <li>・バリアフリー法について</li> <li>・泉佐野市の概況について</li> <li>・泉佐野市のバリアフリー基本方針について</li> <li>・南海電鉄羽倉崎駅の現況調査報告</li> <li>・アンケート調査の実施について</li> </ul> |
| 平成 24 年<br>8 月 16 日～<br>8 月 31 日 | アンケート<br>調査   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・回答者の属性</li> <li>・南海電鉄羽倉崎駅の利用について</li> <li>・南海電鉄羽倉崎駅周辺の道路および施設の利用について</li> <li>・心のバリアフリーについて、その他</li> </ul>   |
| 平成 24 年<br>10 月 17 日             | 第2回<br>協議会    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査結果報告</li> <li>・重点整備地区・生活関連経路の検討</li> <li>・タウンウォッチングの開催について</li> </ul>   |
| 平成 24 年<br>11 月 14 日             | タウン<br>ウォッチング | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2ルートにわかれてまち歩き調査</li> <li>・意見交換会</li> </ul>   |
| 平成 24 年<br>12 月 4 日              | 第3回<br>協議会    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・タウンウォッチング結果報告</li> <li>・泉佐野市バリアフリー基本構想素案について</li> </ul>  |
| 平成 25 年<br>1 月 11 日<br>～2 月 1 日  | パブリック<br>コメント | <ul style="list-style-type: none"> <li>・泉佐野市バリアフリー基本構想素案について</li> </ul>  |
| 平成 25 年<br>2 月 18 日              | 第4回<br>協議会    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント実施報告</li> <li>・泉佐野市バリアフリー基本構想案について</li> </ul>   |



## 2. 用語解説

(五十音順)

### ■移動等円滑化基準

バリアフリー新法施行において、国が定めるバリアフリー基準のことで、高齢者、障害者等が容易かつ安全に移動または移動できるようにするため、旅客施設、車両、道路、建築物等の新設または改良時に義務づけられるバリアフリー化措置を規定したもの

### ■オストメイト対応水洗器具

オストメイトとは、直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害）を負い、腹部などに排泄のための開口部[ストーマ（人工肛門・人工膀胱）]をつけた人のこと。オストメイト対応水洗器具は、オストメイトが利用するための温水シャワー、専用流し台などが備わった洗浄器具のこと

### ■グレーチング

鋳鉄や鋼鉄製の金物でできた格子状の蓋で、歩行者などの転落を防止するために側溝の上に設置するもの

### ■交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）

平成12年11月に施行にされた法律。公共交通機関のバリアフリー化と市町村が定める移動円滑化の基本構想が大きな枠組みとなる。なお、『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）』の施行に伴い廃止となった。

### ■視覚障害者誘導用ブロック・点字ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に設置される、棒状、点状の突起をもった床材のこと。

### ■スパイラルアップ

具体的な施策などの内容について、当事者の参加のもとで検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていくこと

### ■ソフト

人、システム、制度など主に運用や取り組みに関するもの。

### ■タウンウォッチング

まちを実際に歩き、良いところや問題点などを発見し、改善に向け整理していくこと。

### ■多機能トイレ・多目的トイレ

車いす利用者だけでなく、オストメイト対応水洗器具や乳幼児用ベビーベット等、多様な利用者に対応した設備を設置しているトイレのこと。

### ■出前講座

日頃知りたいと思う市の事業や施策について、依頼のあった住民の方々に対して市の職員が直接出向き、説明を行う事業。

### ■ノーマライゼーション

高齢者や障害者などが、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方

### ■ハード

道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。

### ■ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）

誰もが利用しやすい建築物をつくることを目的として、多数の人が利用する建築物について施設整備基準を定めた法律。なお、『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）』の施行に伴い、廃止となった。

### ■バリアフリー

「障壁（バリア）がない（フリー）こと」を指す。障害者、高齢者などの行動を阻害するような都市、環境、建築等の物理的バリア、さらに人間の心理的なバリア、そして社会的制度におけるバリアなど、全ての「障壁」を取り除こうという考え方。

### ■パブリックコメント

市民の方々の市政への参画を進め、市民とのパートナーシップによる市政を推進するため、市が計画を策定する場合などに、あらかじめ市の原案に対する市民の皆さんのご意見をお聞きするもの。

### ■ピクトグラム

「絵文字」「絵言葉」と呼ばれる図記号。情報や注意を示すために用いられる視覚表示のひとつ。主に公共空間で、表したい情報や注意を単純な図で視覚的に表現することで、言語に制約されずに直感的に内容の伝達を行う目的で使用されることが多い。

### ■ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ、製品や建物、サービスなどを設計・デザインしておくという考え方